

学 生 便 覧

令和 8 年度

新潟大学大学院
現代社会文化研究科

(2026)
令和8年度新潟大学大学院現代社会文化研究科 授業暦

※授業暦は、大学院を含む全学の授業暦です。「ターム」の標記がありますが、本研究科では、セメスター制(学期開講の授業)を導入しており、一部を除いて、クォーター制(ターム開講の授業)を導入していません。「第1学期」、「第2学期」を参照して授業を履修してください。

■ 休業(講)日 _____ 補講日等 () 試験日 □ 授業振替日

第1学期

第2学期

第1学期							第2学期								
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4					1	2	3		
4月	5	6	7	8	9	10	11	10月	4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31
						1	2		1	2	3	4	5	6	7
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14
5月	10	11	12	13	14	15	16	11月	15	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	(25)	(26)	(27)	28
	24	25	26	27	28	29	30		29	(30)					
	31														
		1	(2)	(3)	(4)	(5)	6				(1)	2	3	4	5
6月	7	(8)	9	10	11	12	13	12月	6	7	8	9	10	11	12
	14	15	16	17	18	19	20		13	14	15	16	17	18	19
	21	22	23	24	25	26	27		20	21	22	23	24	25	26
	28	29	30						27	28	29	30	31		
			1	2	3	4	5						1	2	3
7月	5	6	7	8	9	10	11	1月	3	4	5	6	7	8	9
	12	13	14	15	16	17	18		10	11	12	13	14	15	16
	19	20	21	22	23	24	25		17	18	19	20	21	22	23
	26	27	28	29	(30)	(31)			24	25	26	27	28	29	30
									31						
						1	2			1	2	3	(4)	5	6
8月	2	(3)	(4)	(5)	6	7	8	2月	7	(8)	(9)	(10)	11	(12)	13
	9	10	11	12	13	14	15		14	15	16	17	18	19	20
	16	17	18	19	20	21	22		21	22	23	24	25	26	27
	23	24	25	26	27	28	29		28						
	30	31													
		1	2	3	4	5	6			1	2	3	4	5	6
9月	6	7	8	9	10	11	12	3月	7	8	9	10	11	12	13
	13	14	15	16	17	18	19		14	15	16	17	18	19	20
	20	21	22	23	24	25	26		21	22	23	24	25	26	27
	27	28	29	30					28	29	30	31			

第1学期 授業週数							第2学期 授業週数						
第1ターム	8	8	8	8	8		第3ターム	8	8	8	8	8	
第2ターム	8	8	8	8	8		第4ターム	8	8	8	8	8	

昼間コース

1限	8:45 ~ 10:15
2限	10:30 ~ 12:00
3限	13:00 ~ 14:30
4限	14:45 ~ 16:15
5限	16:30 ~ 18:00

夜間主コース

6限	18:10 ~ 19:40
7限	19:45 ~ 21:15

目 次

I 現代社会文化研究科の概要

1 現代社会文化研究科の概要	1
2 現代社会文化研究科の全体像	3
3 他大学院との単位互換について	4
4 国際交流について	4
5 役職員一覧	6

II 博士後期課程

1 専攻・分野の概要	6
2 開設授業科目一覧	8
3 修学上の注意事項	13
4 取得できる学位	17
5 博士後期課程における修業年限の特例について	28
6 長期にわたる教育課程の履修について	30
7 研究生の入学資格について	30
8 科目等履修生の入学資格について	30
9 学生が科目等履修生として現代社会文化研究科入学前に修得した単位の取扱いについて	31
10 博士研究員について	31

III 学生生活

1 各種の手続	33
2 学生への連絡	35
3 各校舎への入退校	35
4 教室、研究室等の使用について	36
5 学位論文の閲覧場所について	36
6 教育研究用貸出備品について	36
7 個人情報保護について	38

IV その他

関係諸規定	40
現代社会文化研究科関係教員名簿	115
2026年度学位論文申請関係日程	118

I 現代社会文化研究科の概要

1	現代社会文化研究科の概要	1
(1)	本研究科の理念	1
(2)	教育の目標	1
(3)	研究の目標	1
(4)	社会貢献の目標	2
2	他大学院との単位互換について	3
3	他大学院との研究指導について	3
4	国際交流について	3
5	役職員一覧	5

1 現代社会文化研究科の概要

(1) 本研究科の理念：「共生」する社会と文化の構築

新潟大学は「有為な人材を育成する」ことを目的としています。その目的を受け、新潟大学大学院現代社会文化研究科は、現代の課題に関する学際的な教育研究を推進することをめざして設置されました。本研究科は、人文科学と社会科学との密接な連携のもとに、社会と文化が直面する現代の諸課題について、人間と人間、人間と自然が「共」に「生」きる可能性を探るという「共生」の視点から理論的・総合的な教育研究を行い、その具体的な解決策を探求し、その達成を担う人材を育成することを理念としています。

(2) 教育の目標：課題探求能力の育成

人文社会科学の分野における高等教育は、大学は専門基礎教育、大学院は専門教育を担う教育機関として編成されつつあります。

本研究科では、人間と人間、人間と自然が「共生」できる社会と文化を構築するという理念のもとで、社会と文化に関する現代の課題を解決する人材を育成するために、課題設定能力・課題解決能力を有する高度専門職業人および研究者の育成を教育目標としています。

本研究科では、現代の課題は何かを設定する能力・現代の課題を解決する能力を育てるために、学際教育を主、専門教育を従とする教育課程を整備しています。

そのため、本研究科を広く社会人や留学生にも開放する一方、社会人教育にあたっては「14条特例」（大学院設置基準）を生かし、夜間および休日を利用した教育を行うことにより、日常業務との有機的連関を図っています。

(3) 研究の目標：国際水準の研究

本研究科を環日本海地域の教育研究を担う中心的な機関とします。中国・韓国をはじめとする東アジア諸国が、歴史・文化・政治等の違いを相互に理解し、「共生」していくことが、地域の政治・経済の発展や文化の育成に極めて重要であるとともに、グローバル化が進みつつある世界の平和と安定にとっても不可欠であるとの認識に基づき、これからも急速な発展を遂げようとしている東アジア地域、さらに現在の世界秩序の基本制度の枠組みをつくった欧米先進国の政治・経済・社会・文化等に関し、学際的・総合的で国際水準に適った研究を行います。

(4) 社会貢献の目標：生涯教育のニーズに応える

本研究科は、教育サービスおよび研究サービスを、

- ①市民向けの著作の発行や公開講演等による生涯教育、
- ②市民向け相談会やシンポジウムの開催、
- ③自治体および企業職員との共同研究の実施、

④各種審議会への教員の派遣

等の形で提供し、地域社会や国際社会のニーズに応えます。

また、現代の課題を「共生」の視点から解決するために、教育研究内容と密接な関係にある諸外国の教育・研究機関との間で、人材を交流したり国際シンポジウムを開催することなどによって国際連携を深める施策を推進します。

2 他大学院との単位互換について

本研究科は、下記の大学大学院の関連研究科等と単位互換の協定を結んでいます。

学生は受入側大学院の特別聴講学生となります。履修期間は1年以内です。成績評価は受入側大学院が行い、本研究科の単位として認定されます。授業料の徴収はありません。詳しくは学務係にお問い合わせください。

千葉大学大学院	金沢大学大学院	岡山大学大学院
香川大学大学院	熊本大学大学院	

3 他大学院との研究指導について

本研究科は、下記の大学大学院の関連研究科等と学生交流協定を結び、博士学位取得に向けた「共同指導プログラム」を行っています。このプログラムは、本学の主指導教員による研究指導に加え、連携大学に所属する教員から、学位取得まで継続的に研究指導を受けることができるものです。

学生は原則として2年次に、6か月以上1年以内の期間、受入側大学院の特別研究学生として研究に従事することとなります。連携大学への検定料、入学料及び授業料は必要ありません。詳しくは学務係にお問い合わせください。

千葉大学大学院	金沢大学大学院	岡山大学大学院
長崎大学大学院	熊本大学大学院	

5 国際交流について

本研究科は、下記の大学（部局）と部局間交流協定を締結しています。

中国 : 北京大学…法学院, 国際関係学院, 経済学院, 歴史学系
中国人民大学…国際関係学院
中国外交学院…外国語学部, 国際関係研究所
中国海洋大学…文学・マスコミ学部
首都師範大学…歴史学院
復旦大学…中国語文学部, 歴史学部
山東大学…外国語学院
吉林大学…東北アジア研究院

シンガポール : ラサール芸術大学…映画・アニメーション学科

タイ : スリン地域総合大学

台湾 : 彰化師範大学…管理学院
長栄大学…人文社会学院

金門大学…人文社会科学院

トルコ : イズミール経済大学

ルーマニア : ルーマニアン・アメリカン大学

ルーマニア・ブカレスト経済大学

ドイツ : ビーレフェルト大学…言語文学部, 歴史・哲学・神学部

ビーレフェルト応用科学芸術大学…ビジネス学部

ルール大学ポッフム…東アジア学部

フランス : リヨン第3大学

リヨン高等師範学校

ロシア : 北東連邦大学…外国文献学地域研究学部

以上の大学のうち, 北京大学経済学院, 吉林大学東北アジア研究院, スリン地域総合大学との間の交流協定には, 学生の交換に関する内容は含まれていません。協定内容の詳細は学務係にお問い合わせください。

その他, 本学と大学間交流協定を締結している大学もあります。

参照 <https://www.niigata-u.ac.jp/international/internationaldata/partner/>

5 役職等一覧（令和8年度）

研究科長	番場 俊	教授	bamba@econ.niigata-u.ac.jp
副研究科長	山内 民博	教授	yatmn@human.niigata-u.ac.jp
副研究科長	上村 都	教授	uemura@jura.niigata-u.ac.jp
副研究科長	宍戸 邦久	教授	shishido@econ.niigata-u.ac.jp
副研究科長（学務委員長）	岡村 浩	教授	okamura@ed.niigata-u.ac.jp

博士 後 期 課 程	人間形成研究専攻 専攻長	田中 恒彦	教授	tanakat@ed.niigata-u.ac.jp
	人間形成文化分野 分野代表	笠巻 純一	准教授	jkasamaki@ed.niigata-u.ac.jp
	現代教育文化分野 分野代表	雲尾 周	教授	kumoo@ed.niigata-u.ac.jp
	共生文化研究専攻 専攻長	岡村 浩	教授	okamura@ed.niigata-u.ac.jp
	地域共生文化分野 分野代表	前田 洋介	准教授	y.maeda@ed.niigata-u.ac.jp
	国際共生文化分野 分野代表	石田 美紀	教授	ishidaminori@econ.niigata-u.ac.jp
	共生社会研究専攻 専攻長代行	鈴木 正朝	教授	msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp
	地域共生社会分野 分野代表	鈴木 正朝	教授	msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp
	国際共生社会分野 分野代表	道上 真有	准教授	michigami@econ.niigata-u.ac.jp
	日本酒学分野 分野代表	岸 保行	教授	kishi@econ.niigata-u.ac.jp

Ⅱ 博士後期課程

1	専攻・分野の概要	6
(1)	専攻・分野の構成	6
(2)	専攻の説明	6
2	開設授業科目一覧	8
3	修学上の注意事項	13
(1)	修了の要件	13
(2)	必修科目・選択科目について	13
(3)	履修指導委員会	14
(4)	アカデミック・ハラスメント, セクシュアル・ハラスメント等の相談について	14
(5)	履修上の注意	14
(6)	他の研究科における授業科目の履修について	16
(7)	他の大学の大学院における授業科目の履修について	16
(8)	他の大学の大学院等における研究指導について	16
4	取得できる学位	17
(1)	学位の名称	17
(2)	学位取得までのステップ	17
(3)	学位授与に関する規則等	18
5	博士後期課程における修業年限の特例について	28
6	長期にわたる教育課程の履修について	30
7	研究生の入学資格について	30
8	科目等履修生の入学資格について	30
9	学生が科目等履修生として現代社会文化研究科入学前に修得した単位の取扱いについて	31
10	博士研究員について	31

1 専攻・分野の概要

(1) 専攻・分野の構成

博士後期課程は、以下の専攻・分野によって構成されています。

専攻	分野
人間形成研究専攻	人間形成文化分野
	現代教育文化分野
共生文化研究専攻	地域共生文化分野
	国際共生文化分野
共生社会研究専攻	地域共生社会分野
	国際共生社会分野
	日本酒学分野

(2) 専攻の説明

① 人間形成研究専攻

人間形成研究専攻は、家庭・学校・社会等における人間形成に関する課題を、生活環境・文化・教育の観点から分析・解決する能力を涵養し、人間形成についての高度な専門的知識と課題解決能力を有する高度専門職業人及び研究者を育成します。

本専攻には、次のような分野が置かれています。

- i) 人間形成文化分野
- ii) 現代教育文化分野

② 共生文化研究専攻

共生文化研究専攻は、世界の諸地域の言語・歴史・文化に関する課題を、相互理解と相互発展という共生の観点から、多角的・総合的に分析・解決する能力を涵養し、日本、アジア、欧米等の言語・歴史・文化についての高度な専門的知識と課題解決能力を有する高度専門職業人及び研究者を育成します。

本専攻には、次のような分野が置かれています。

- i) 地域共生文化分野
- ii) 国際共生文化分野

③ 共生社会研究専攻

共生社会研究専攻は、国際社会や地域社会における法，政治，経済等のシステム及び制度に関する課題を，相互理解と相互発展という共生の観点から，多角的・総合的に分析・解決する能力を涵養し，法学，経済学の高度な専門的知識と課題解決能力を有する高度専門職業人及び研究者を育成します。

本専攻には，次のような分野が置かれています。

- i) 地域共生社会分野
- ii) 国際共生社会分野
- iii) 日本酒学分野

2 開設授業科目一覧(博士後期課程)

◆ 共通科目

授 業 科 目	単 位 数
特 定 研 究 I	2
特 定 研 究 II	2
特 定 研 究 III	2

◆ 人間形成研究専攻

分 野	授 業 科 目	単位数	担当教員
専攻必修科目	人間形成研究総合演習	2	
専攻共通科目	特別演習	2	
人間形成文化	知覚情報研究	2	新美 亮輔
	知覚実践研究	2	中嶋 豊
	性格形成研究	2	福島 治
	性格測定研究	2	並川 努
	認知発達研究	2	小林 恵
	現代社会研究	2	松井 克浩
	認識哲学研究	2	阿部 ふく子
	比較思想形成研究	2	未定
	宗教思想研究	2	青柳 かおる
	成人教育思想研究	2	未定
	科学技術論研究	2	佐藤 靖
	文化人類学研究	2	園田 浩司
	メディア社会文化研究	2	古賀 豊
	社会情報システム研究	2	中村 隆志
	ジェンダー研究	2	杉原 名穂子
	社会ネットワーク研究	2	未定
	地域社会学研究	2	伊藤 嘉高
	認知形成研究	2	中島 伸子
	認知思想研究	2	未定
	家族力動論研究	2	未定
	行動変容研究	2	未定
	認知行動病理学研究	2	田中 恒彦
	対人援助研究	2	未定
	健康行動研究	2	天野 達郎
	運動機能研究	2	牛山 幸彦
	身体発達研究	2	未定
	身体思想研究	2	未定
	衣環境評価研究	2	杉村 桃子
	衣環境材料研究	2	中村 和吉
	住環境研究	2	未定
食環境研究	2	未定	
水中運動研究	2	大庭 昌昭	
健康支援科学研究	2	笠巻 純一	
健康運動研究	2	村山 敏夫	
健康行動形成研究	2	森 恭	
健康体操研究	2	檜皮 貴子	

分野	授業科目	単位数	担当教員
人間形成文化	健康教育研究	2	笠井 直美
	コミュニティヘルス研究	2	田中 誠二
現代教育文化	教育行政研究	2	雲尾 周
	教育測定研究	2	未定
	教育開発研究	2	澤邊 潤
	教育政策と教育法研究	2	未定
	キャリア教育研究	2	未定
	生涯学習研究	2	未定
	特別支援教育研究	2	長澤 正樹
	障害児者支援研究	2	有川 宏幸
	障害児者コミュニケーション支援研究	2	入山 満恵子
	障害児者生理的発達支援研究	2	渡邊 流理也
	障害児者学習・行動支援研究	2	村中 智彦
	社会科授業開発研究	2	田中 一裕
	数学教育研究	2	阿部 好貴
	英語教育評価研究	2	未定
	英語教育読解指導研究	2	加藤 茂夫
	読書教育研究	2	足立 幸子
	音楽演奏表現研究	2	鈴木 賢太
	音楽実践研究	2	鈴木 愛美
	音楽創作研究	2	未定
	音楽表現研究	2	田中 幸治
	演奏表現研究	2	未定
	音楽教育学研究	2	工藤 千晶
	美術表現研究	2	佐藤 哲夫
	現代美術表現研究	2	未定
	美術教育研究	2	未定
	デザイン表現研究	2	橋本 学
	現代日本画造形表現研究	2	永吉 秀司
	家庭科教育方法研究	2	未定
	教育哲学研究	2	福田 学
	教育社会学研究	2	古田 和久
	教育方法学研究	2	岡野 勉
	教授学習研究	2	未定
教育史研究	2	未定	
社会科教育史研究	2	釜本 健司	
経済教育研究	2	柴田 透	

◆ 共生文化研究専攻

分野	授業科目	単位数	担当教員
専攻必修科目	共生文化研究総合演習	2	
専攻共通科目	特別演習	2	
地域共生文化	環日本海地域関係研究	2	中村 元
	日本国家形成研究	2	未定
	東アジア文化圏研究	2	村上 正和
	ユーラシア文化形成研究	2	白石 典之
	歴史環境形成研究	2	堀 健彦
地域共生文化	社会地理学研究	2	前田 洋介
	火山地域関係研究	2	北村 繁
	朝鮮社会構造研究	2	山内 民博
	アジア近代社会研究	2	広川 佐保
	中国文芸文化研究	2	未定
	近代朝鮮文学研究	2	藤石 貴代
	環日本海民俗研究	2	未定
	日本文化形成研究	2	高橋 早苗
	日本芸能文化研究	2	中本 真人
	日本近代言語文化研究	2	三ッ井 正孝
	日本近代文芸文化研究	2	未定
	日本民俗研究	2	未定
	日本伝統文芸文化研究	2	未定
	日本近世社会研究	2	原 直史
	書道文化研究	2	岡村 浩
	東アジア書跡研究	2	角田 勝久
	中国古典文学研究	2	角谷 聰
	中国文化研究	2	土屋 太祐
	中国語言語表現研究	2	千野 真一
	現代日本語動態研究	2	岡田 祥平
	日本古代言語文化研究	2	磯貝 淳一
現代日本語文法研究	2	池田 英喜	
中国歴史言語文化研究	2	藤田 益子	
日本語教育史研究	2	未定	
国際共生文化	欧米言語文化研究	2	未定
	アメリカ社会思想研究	2	高橋 康浩
	フランス思想史研究	2	逸見 龍生
	機能言語学研究	2	江畑 冬生
	ヨーロッパ美術文化研究	2	細田 あや子
	地中海文化史研究	2	高橋 秀樹
	比較文法研究	2	未定
	イギリス文芸文化研究	2	市橋 孝道
	英米メディア文化研究	2	未定
	比較文学研究	2	猪俣 賢司
	フランス文芸文化研究	2	津森 圭一
	ドイツ社会文化研究	2	未定

分野	授業科目	単位数	担当教員
国際共生文化	ロシア文化研究	2	未定
	表象文化研究	2	番場 俊
	映像文化研究	2	石田 美紀
	映像思想研究	2	キム・ジュニアン
	ヨーロッパ歴史社会研究	2	小林 繁子
	西洋美術史研究	2	田中 咲子
	アメリカ近代小説研究	2	未定
	日英語比較統語論研究	2	本間 伸輔
	応用言語学研究	2	大竹 芳夫
国際共生文化	近現代芸術研究	2	甲斐 義明
	語用論研究	2	山田 陽子
	英語圏文化研究	2	ハドリー・グレゴリー

◆ 共生社会研究専攻

分野	授業科目	単位数	担当教員
専攻必修科目	共生社会研究総合演習	2	
専攻共通科目	特別演習	2	
地域共生社会	比較経済思想史研究	2	武藤 秀太郎
	ニュー・パブリックマネジメント研究	2	未定
	公共経済学研究	2	中東 雅樹
	中国経済研究	2	溝口 由己
	NPO論研究	2	澤村 明
	現代財政研究	2	根岸 睦人
	マーケティング研究	2	未定
	ゲーム理論研究	2	高宮 浩司
	情報化社会制御研究	2	鈴木 正朝
	中国政治社会研究	2	未定
	現代行政研究	2	馬場 健
	行政理論研究	2	未定
	行政法研究	2	宮森 征司
	憲法研究	2	上村 都
	刑法研究	2	田寺 さおり
	刑事政策研究	2	櫻井 香子
	民事法研究	2	近藤 明彦
	租税法・財政法研究	2	今本 啓介
	刑事訴訟法研究	2	稲田 隆司
	会社法研究	2	未定
	商事法研究	2	未定
	企業法研究	2	内田 千秋
	地域社会研究	2	内田 健
	災害地理研究	2	未定
	上級ミクロ経済学研究	2	山崎 剛志
	上級マクロ経済学研究	2	長谷川 雪子
医療制度研究	2	田中 伸至	
医療経営研究	2	堀籠 崇	
組織行動論研究	2	岸 保行	

分野	授業科目	単位数	担当教員
地域共生社会	経営組織研究	2	未定
	経営戦略論研究	2	伊藤 龍史
	成年後見法研究	2	上山 泰
	社会保障政策研究	2	未定
	産業安全研究	2	東瀬 朗
	労働経済学研究	2	張 俊超
国際共生社会	比較労使関係研究	2	木南 直之
	比較政治制度研究	2	未定
	家族法制研究	2	田巻 帝子
	市民社会基本法研究	2	未定
	契約法研究	2	未定
	法社会研究	2	小泉 明子
	ファイナンス法研究	2	田中 幸弘
	刑事制度論研究	2	未定
	倒産法研究	2	未定
	損害賠償法研究	2	岩寄 勝成
	国際経済法研究	2	未定
	知的財産法研究	2	未定
	開発途上国経済研究	2	石川 耕三
	北米憲法研究	2	未定
	ロシア経済研究	2	道上 真有
	環境経済研究	2	藤堂 史明
	技術経営研究	2	白川 展之
	租税理論研究	2	未定
	アメリカ経済研究	2	大森 拓磨
	国際経済研究	2	未定
	分析的会計研究	2	加井 久雄
	EU経済研究	2	藤田 憲
	応用ミクロ経済学研究	2	濱田 弘潤
	比較組織文化研究	2	未定
	政治思想研究	2	向山 恭一
	国際政治史研究	2	神田 豊隆
	国際人権研究	2	渡辺 豊
	現代憲法理論研究	2	未定
	日本政治外交史研究	2	稲吉 晃
	国際関係論研究	2	未定
西洋経済史研究	2	未定	
日本酒学	日本酒学学会発表演習	1	未定
	英語論文作成演習	1	未定
	酒とベンチャービジネス	2	伊藤 龍史
	酒蔵組織と経営	2	岸 保行

3 修学上の注意事項

(1) 修了の要件

博士後期課程においては、3年以上の在学と12単位以上の所定の授業科目修得および博士論文の審査に合格することを修了要件とします。また、優れた研究業績を上げた者については、修業年限の特例を適用できます。「5 博士後期課程における修業年限の特例について」をご覧ください。

各授業科目は原則として2単位で開講されます。修了要件単位の内訳は以下のとおりです。

※ 4月入学者の場合、1学期とは4月～9月の学期を、2学期とは10月～3月の学期を指します。10月入学者の場合、1学期とは10月～3月の学期を、2学期とは4月～9月の学期を指します。大学院現代社会文化研究科は、原則としてクォーター制を導入しておりません。

必修・選択	授業科目	単位数（開設される学期）
必修科目	「特定研究Ⅰ」	2単位（第1年次2学期）
	「特定研究Ⅱ」	2単位（第2年次2学期）
	「特定研究Ⅲ」	2単位（第3年次2学期）
専攻必修科目	「人間形成研究総合演習」 「共生文化研究総合演習」 「共生社会研究総合演習」	2単位（第2年次2学期）
選択科目	その他の開設授業科目	4単位以上
その他	リメディアル科目	単位は与えない

ただし、休学等により上記表のように履修できなかった場合、途中から学期の組み方が変わりますので、学務係で必ず確認してください。

- ・ リメディアル科目は、特に留学生や社会人に対して行う教育で、単位はありません。
- ・ 博士論文の作成・提出に際しては、学術雑誌に公表の3編以上の参考論文作成が義務付けられています。博士論文の基礎、その他審査の参考となります。

(2) 必修科目・選択科目について

博士論文の作成を支援するために、本研究科博士後期課程では、必修科目と選択科目を設けています。必修科目、選択科目の別は上表のとおりです。

「特定研究Ⅰ」、「特定研究Ⅱ」および「特定研究Ⅲ」は、博士論文作成のための指導を行うことを目的とする必修科目です。この授業科目は、それぞれ第1年次2学期、第2年次2学期、第3年次2学期に履修することが義務付けられ、共同研究プロジェクト

での研究指導を受けて2万字程度の論文を提出し、審査により単位を認定されます。計6単位を修得してください。

共同研究プロジェクトは、教員と学生をメンバーとする小規模な研究会で、年度ごとに組織されます。「特定研究」を履修する学生は、主指導教員が会員となる共同研究プロジェクトに参加し、共同研究プロジェクトでの研究指導を受け、2万字程度の論文を作成します。

この論文は博士論文の一部となることが多いので、学生は、「特定研究」をとおして、博士論文を計画的に作成していくことになります。ここでの論文は、主指導教員の許可を得て、本研究科の学術雑誌である『現代社会文化研究』や共同研究プロジェクトの学術雑誌（プロジェクトによっては発行されていないこともあります）に掲載することができます（参考論文とすることが可能）。

もう一つの必修科目である「総合演習」は、原則として第2年次2学期に、2単位で、専攻ごとに開設されます。各専攻の教員と学生が参加し、学生が研究内容の発表を行います。その研究報告に対し学生と教員が質問を行い、学生がこれに応答します。この授業によって、学生は、博士論文をブラッシュアップします。

選択科目は、高度な専門知識・技能を修得するために開設されています。個別の授業科目については、「2 開設授業科目一覧」をご覧ください。各学生は4単位以上を履修しなければなりません。

(3) 履修指導委員会

本研究科では、主指導教員1人と副指導教員2人によって構成される履修指導委員会を学生ごとに設置します。これにより、学生は、授業科目の選択や博士論文の作成指導のほか、進路や生活面について指導を受けることができます。

主指導教員は、学生が専攻する分野を担当する教授または准教授で、かつ主指導教員の認定を受けた教員とします。

副指導教員は、博士後期課程を担当する教授または准教授から2人とします。また、学内の他研究科等の教員を副指導教員とする場合は、教授会代議委員会の承認が必要です。

(4) アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の相談について

アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の相談については、ハラスメント相談員または学務委員が担当します。

(5) 履修上の注意

① 単位の修得

授業科目の履修にあたっては、履修指導委員会の指導のもとで、必修科目8単位のほか、選択科目4単位以上、計12単位以上を履修しなければなりません。

なお、共生社会研究専攻日本酒学分野を専攻する学生は、特定研究6単位及び

総合演習 2 単位に加え、分野必修科目として「日本酒学特論Ⅰ」、「日本酒学特論Ⅱ」(各 1 単位)、「日本酒学博士セミナーⅠ」(2 単位)の 4 単位、分野選択必修科目として「日本酒学国際特別研究」(1 単位)、「日本酒学博士セミナーⅡ」、「日本酒学博士セミナーⅢ」(各 2 単位)のうち 2 単位以上、及び専攻内他分野開講科目 2 単位以上、計 16 単位以上を修得しなければなりません。

② 履修手続

学生は、原則として入学後 1 か月以内に、履修指導委員会の指導を受けて、研究題目および修了までの研究計画を作成し、所定の履修計画書を提出しなければなりません。

また、毎学年の初めに、履修指導委員会の指導のもとに、当該年度に履修する授業科目を定め、履修届(所定用紙)を本研究科の学務係に提出してください。

③ 単位の認定

授業科目の認定は、その授業についての出席状況が十分であると認められた者について、試験あるいは研究報告等による審査に合格した者に単位が与えられます。成績評価基準については本便覧Ⅳ-1(2)「大学院の成績評価基準について」の表を参照して下さい。

病気その他やむを得ない理由により、正規の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがあります。

④ 成績評価にかかる疑義照会および不服申立てについて

成績評価に関して疑義や不服がある場合は、所定の手続きに従って照会等を行うことができます。詳しくは本便覧 本便覧Ⅳ-1(3)「成績評価にかかる疑義照会及び不服申立てに関する申合せ」をご覧ください。

⑤ 学位論文提出資格者(Ph. D. Candidate)の認定

博士論文については、「4(3)「博士後期課程における課程修了による学位授与に関する取扱要項」を精読してください。

同要項第 4 にあるように、博士論文を提出する資格を得るためには、学位論文提出資格の審査を受けなければなりません。この学位論文提出資格審査の申請にあたっては、履修指導委員会の指導を受けて、審査申請書や博士論文作成経過報告書等の提出書類を、所定の期日までに研究科長に提出してください。

⑥ 博士論文草稿の提出

修了しようとする学期の始め(10 月または 4 月)の月末までに、履修指導委員会に博士論文草稿を提出し、指導を受けてください。

⑦ 博士論文の提出

博士論文は、履修指導委員会の指導を受けて、所定の期日までに研究科長に提出してください。

(6) 他の研究科における授業科目の履修について

学生は、履修指導委員会が教育上有益と認める場合は、本学他の研究科が開設する授業科目を履修することができます。本便覧Ⅳ－1（6）「他の研究科及び他の大学院の授業科目の履修等に関する細則」をご覧ください。

(7) 他の大学の大学院における授業科目の履修について

学生は、履修指導委員会が教育上有益と認める場合は、他の大学の大学院の授業科目を履修する派遣学生となることができます。他の大学の大学院の授業科目の履修については、研究科教授会の承認のほか、本学と当該大学院との協議が必要です。当該大学院の承認を得るためにかなりの日数を要しますので、希望がある場合には早めに主指導教員に申し出てください。

詳しくは本便覧Ⅳ－1（4）「新潟大学学生交流規程」をご覧ください。

(8) 他の大学の大学院等における研究指導について

学生は、履修指導委員会が教育上有益と認める場合は、他の大学の大学院博士後期課程および研究所等において研究指導を受ける特別研究派遣学生となることができます。

この特別研究派遣学生となるためには、研究科教授会の承認のほか、本学と当該大学院等との協議が必要です。当該大学院等の承認を得るためにかなりの日数を要しますので、希望がある場合には早めに主指導教員に申し出てください。

詳しくは「新潟大学大学院特別研究（派遣）学生規程」を参照してください。

4 取得できる学位

(1) 学位の名称

イ) 課程修了による博士

所属する専攻によって、以下の学位を取得することができます。

専 攻	学 位 の 名 称
人間形成研究専攻	博士（学術）、博士（文学）、博士（教育学）
共生文化研究専攻	博士（学術）、博士（文学）
共生社会研究専攻	博士（学術）、博士（法学）、博士（経済学）

ロ) 論文提出による博士

博士課程を修了していない者であっても、博士論文を提出して審査に合格し、かつ博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認されれば、博士の学位を取得できます。詳しくは（3）②「論文提出による博士の学位授与に関する取扱要項」をご覧ください。

(2) 学位取得までのステップ

イ) 課程修了の場合

学生は、「学位論文提出資格者（Ph. D. Candidate）」を認定されたあと、博士論文を提出して学位を取得します。その流れは、次のようなステップを踏みます。

第1ステップ（最終年次1学期または2学期）※修了予定学期の前学期

- ①「学位論文提出資格審査申請書」等提出
- ② 審査（口述試験等）
- ③「学位論文提出資格者（Ph. D. Candidate）」の認定

第2ステップ（最終年次の10月下旬または4月下旬）

- ①「博士論文草稿」提出
- ② 履修指導委員会の指導

第3ステップ（最終年次の1月上旬または6月上旬）

- ①「博士論文」等提出
- ② 審査（論文の審査および口頭試問による最終試験）
- ③「博士」の学位取得

ロ) 論文提出の場合

論文博士(「論文提出による学位取得」)の場合は、次のようなステップを踏みます。

第1ステップ

- ① 「博士論文草稿」等提出
- ② 学位申請資格審査および博士論文予備審査(書類審査)
- ③ 学位申請資格の認定

第2ステップ

- ① 「博士論文」提出
- ② 審査(論文の審査および学力の確認)
- ③ 「博士」の学位取得

(3) 学位授与に関する規則等

① 課程修了の場合

課程修了による学位の授与は以下の「取扱要項」にしたがって行われます。

○ 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における課程修了による学位授与に関する取扱要項

平成16年2月5日
現代社会文化研究科委員会

(趣旨)

第1 この要項は、新潟大学学位規則(平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。)第23条の規定に基づき、新潟大学大学院現代社会文化研究科(以下「研究科」という。)における課程修了による博士の学位授与に関する取扱いに関し、必要な事項を定める。

(学位論文提出資格者等)

第2 本要項に基づいて学位論文を提出できる者(以下「学位論文提出資格者(Ph. D. Candidate)」という。)は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 研究科に在学中で、新潟大学大学院現代社会文化研究科規程(平成16年院現規程第1号。以下「研究科規程」という。)第9条第3項に定める単位を修得し、必要な研究指導を受けた者で、かつ、第5の学位論文提出資格審査において資格を認定された者
- (2) 新潟大学大学院学則(平成16年大学院学則第1号。以下「大学院学則」という。)第32条第2項ただし書による優れた研究業績を上げた者で、研究科規程第9条第3項に

定める単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、第5の学位論文提出資格審査において資格を認定された者

- 2 学位論文提出資格者(Ph. D. Candidate)は、資格を取得後3年6ヶ月(休学期間を含む。)以内に学位論文を提出しなければならない。

(学位論文及び参考論文)

第3 学位論文は、各自の専攻分野において、自立した研究者又は高度専門職業人として必要とされる高度の能力とその基礎となる豊かな学力が証明されるものとする。

- 2 前項の学位論文は、参考論文を基礎に作成されたもの又はそれと同等以上の水準にあるものとする。

- 3 参考論文とは、学位論文の基礎となった単著若しくは共著の論文又はその他審査の参考になるもので、学術雑誌に公表されたもの又は予定のものとする。

- 4 前項の参考論文は、3編以上あることを原則とし、共同研究あるいは共著である場合には、自己の執筆担当部分を明記するものとする。

(学位論文提出資格審査)

第4 研究科に2年以上在学し、必修科目(特定研究Ⅰ、特定研究Ⅱ及び総合演習)及び選択科目4単位以上修得した者は、研究科長に学位論文提出資格審査申請書、学位論文作成経過報告書、研究業績書及び参考論文(2編以上)を提出して、学位論文提出資格の審査を受けることができる。

- 2 前項の学位論文提出資格審査の申請は、原則として第3年次の始めに行う。

- 3 前2項の規定にかかわらず、大学院学則第31条の規定による長期履修を承認された者及び大学院学則第32条第2項ただし書による優れた研究業績を上げた者は、第1項に規定する書類を研究科が定める期日に提出し、学位論文提出資格の審査を受けることができる。

(学位論文提出資格審査委員会)

第5 研究科長は、第4の学位論文提出資格申請書が提出されたときは、学位論文提出資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を設置するものとする。

- 2 資格審査委員会は、次に掲げる研究科を担当する教員5人をもって組織する。

(1) 当該学生の主指導教員

(2) 当該学生の副指導教員2人

(3) 研究科長の指名する関連分野の教員2人

- 3 資格審査委員会に、委員の互選により選出された主査を置く。主査は、資格審査に係る事項を総括する。

- 4 資格審査委員会は、学位論文提出資格申請書の提出者(以下「資格申請者」という。)に対し、専攻分野についての口述試験を実施するとともに、学位論文についての学識及び

研究能力等について総合的に審査し、学位論文の提出資格について判定を行い、研究科長に報告する。

- 5 研究科長は、前項により資格審査委員会から認定を可とする報告があったときは、研究科教授会代議員会の議を経て、学位論文提出資格者（Ph. D. Candidate）として認定し、資格申請者に通知するものとする。

（学位論文審査の出願等）

第6 論文提出資格者で、学位規則第6条の規定に基づき、学位論文の審査及び最終試験を受けようとする者は、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 論文審査出願書（別記様式第1号） 1通
- (2) 履歴書（別記様式第2号） 1通
- (3) 学位論文（A4判，和文又は英文） 紙媒体4部及び電子媒体
- (4) 学位論文の要旨（A4判，和文2,000字程度又は英文750words程度）4部
- (5) 参考論文目録（別記様式第3号） 1通
- (6) 参考論文 各1部

（学位論文審査委員会による審査）

第7 研究科長は、第6による審査の出願等があったときは、研究科教授会代議員会の議を経て学位規則第7条第2項の規定に基づき、その学位論文の審査及び最終試験に当たる学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会は、研究科を担当する教員3人（主査1人，副査2人）をもって組織する。
- 3 前項に規定する委員のほか、審査委員会に本研究科若しくは本学大学院の他の研究科、研究所等の教員又は他の大学の大学院、研究所等の教員等を加えることができる。
- 4 審査委員会には、当該学位論文と異なる学問分野に属する教員、又は他の大学の大学院、研究所等に所属する教員を1人以上含めるものとする。
- 5 審査委員会の組織にあたり、主指導教員は、審査委員を別記様式第6号により研究科長に報告するものとする。
- 6 審査委員会は、学位論文の内容が博士の学位を授与するに適合する論文であるか否かについての審査及び口頭試問による最終試験を行う。
- 7 審査委員会は、前項の審査において学位論文の内容を、当該学生本人に公開の場において発表させるものとする。
- 8 前項の発表は、審査委員会と研究科学務委員会が協議の上、その開催期日及び場所等について決定し、実施する。
- 9 審査委員会は、前3項に規定する学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果の要旨及び学位を授与できるか否かについての意見並びに学位の授与に当たって、博士（学術）以外の専攻分野の名称が適当と判断した場合は、その理由を付して次に掲げる

書類をもって研究科教授会代議員会に報告するものとする。

(1) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨（別記様式第4号）

(2) 最終試験の結果の要旨（別記様式第5号）

（研究科教授会代議員会の審査）

第8 研究科教授会代議員会は、第7の第7項により審査委員会からの報告があったときは、学位規則第16条の規定に基づき、学位を授与するか否かを審議し、議決する。

（学長への報告）

第9 研究科長は、第8により学位を授与すべき者と認定したときは、大学院学則第35条の規定に基づき、修了認定を行い、学位規則第16条の規定により、博士の学位を授与すべき者として学長に報告する。

（雑則）

第10 この取扱要項に定めるもののほか、研究科における博士の学位授与に関し必要な事項は、研究科教授会代議員会の議を経て、研究科長が別に定める。

（改正）

第11 この取扱要項の改正は、研究科教授会代議員会の議を経て行うものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年1月17日から実施する。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から実施する。

2 平成20年度以前に改正前の第5の規定により学位論文作成資格者として認定された者の学位論文の提出については、改正後の第2、第4及び第5の規定にかかわらず、なお従前の例による。なお、学位論文提出資格者（Ph. D. Candidate）の資格の取得を希望する者は、申請により改正後の第4第1項に規定する学位論文提出資格審査を受けることができる。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、平成27年4月1日から実施する。

2 平成26年度以前に入学した学生の学位論文提出資格審査の申請要件については、改正後の第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、令和7年12月4日から施行する。

○ 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における学位論文提出資格審査口述試験実施体制に関する申合せ

令和2年2月19日
現代社会文化研究科教授会代議員会

新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における学位論文提出資格審査口述試験実施体制の取り扱いを以下のように申し合わせる。

- 1 口述試験は、原則として、新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における課程修了による学位授与に関する取扱要項（平成16年2月5日）第5条第2項により資格審査委員会を構成する5名の委員で実施されなければならない。
- 2 委員が口述試験を欠席する場合には、当該資格審査委員会の主査又はその他委員からの報告を受け、研究科長は、当該委員の欠席が真にやむを得ない事由によるものか判断する。
- 3 研究科長は、前項により当該委員の欠席が真にやむを得ない事由によるものであると認めた場合は、当該資格審査委員会の主査による推薦に基づき、代理となる教員を指名するものとする。その際、研究科長は、当該教員が学位論文資格審査委員となる資格を有していることを確認する。
- 4 研究科長は、前項により代理委員が確定した後、資格審査委員会の主査に代理委員を含む5名による口述試験の実施を依頼するものとする。
- 5 第2項により欠席が真にやむを得ない事由と認められない場合には、当該資格審査委員会の主査は、5名全員で審査を実施することができる日程について再調整を行わなければならない。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

- 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における課程修了に係る参考論文に関する申し合わせ

平成 27 年 3 月 18 日
現代社会文化研究科教授会代議員会

新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における課程修了に係る参考論文の取り扱いを以下のように申し合わせる。

- 1 参考論文が共著の論文である場合、筆頭著者であるものに限り、参考論文として取り扱う。
- 2 学会の予稿集等に掲載されたものは、原則として参考論文とすることはできない。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した学生の参考論文の取り扱いについては、この申し合わせにかかわらず、なお従前の例による。

② 論文提出の場合

論文提出による学位の授与は、以下の「取扱要項」に従って行われます。

- 新潟大学大学院現代社会文化研究科における論文提出による博士の学位授与に関する取扱要項

平成16年 2 月 5 日
研究科委員会

(趣旨)

第 1 この要項は、新潟大学学位規則（平成16年規則第30号。以下「学位規則」という。）第24条の規定に基づき、新潟大学大学院現代社会文化研究科(以下「研究科」という。)における論文提出による博士の学位授与に関する取扱いに関し必要な事項を定める。

(学位申請資格)

第 2 この要項に基づいて博士の学位を申請できる者は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位以上を修得し

て退学した者

- (2) 大学院修士課程を修了後、4年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業後、7年以上の研究歴を有する者
- (4) 教授会代議員会で学位申請資格を有すると認めた者
(博士論文及び参考論文)

第3 博士論文は、自立した研究者又は高度専門職業人として必要とされる高度の能力とその基礎となる豊かな学力が証明されるもので、参考論文を基礎に作成されたものとする。

2 参考論文は、博士論文の基礎となった単著若しくは共著、又はその他審査の参考となるもので、学術雑誌に公表されたもの又は公表予定のものとする。なお、共著の場合は、原則として筆頭著者のものに限る。

3 前項の参考論文は、3編以上あることを原則とし、共同研究あるいは共著である場合は、論文目録に申請者本人の担当部分を明記するものとする。

(博士論文予備審査の申請)

第4 博士論文の予備審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を新潟大学大学院現代社会文化研究科長(以下「研究科長」という。)に提出するものとする。

- (1) 博士論文予備審査申請書(様式第1号) 1部
- (2) 博士論文草稿(A4判とし、和文又は英文で、ワードプロセッサ、タイプ印字又は活字印刷したもの) 5部
- (3) 博士論文の要旨(A4判とし、和文で2,000字程度又は英文750words程度)(様式第2号) 5部
- (4) 参考論文 各5部
- (5) 論文目録(様式第3号) 5部
- (6) 履歴書(学歴、職歴及び研究歴を含む。)(様式第4号) 1部
- (7) 最終学歴の証明書(大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位数を修得して退学した者は、その証明書を含む。) 1部

(予備審査委員会)

第5 研究科長は、博士論文の予備審査の申請があったときは、教授会代議員会に博士論文予備審査委員会(以下「予備審査委員会」という。)を設置する。

2 予備審査委員会は、申請者の学位申請資格の審査を行うとともに、提出された論文草稿等の内容について検討を行い、学位申請論文として審査の対象になるか否かについて判定を行う。

3 予備審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 学務委員長
- (3) 当該論文の研究主題に関係の深い学術領域の教員の中から、研究科長の指名する教

員 2人

- 4 予備審査委員会に主査を置き、委員の互選により選出する。主査は委員会を招集し、その議長となる。

(学位申請資格審査及び博士論文予備審査の結果の報告)

- 第6 予備審査委員会は、審査が終了したときは、次に掲げる書類をもって、教授会代議員会に審査結果を報告しなければならない。

学位申請資格審査及び博士論文予備審査の結果の要旨(様式第5号)

(博士論文審査の申請)

- 第7 学位申請資格審査及び博士論文予備審査の結果、博士論文の審査を申請することを認められた者は、次に掲げる書類等に学位規則第9条第1項に規定する審査手数料を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、研究科に所定の修業年限以上在学し、かつ、所定の単位数以上を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文の審査を申請したときは、審査手数料の納付は要しないものとする。

- (1) 博士論文審査申請書(様式第6号) 1部
- (2) 博士論文 紙媒体4部及び電子媒体(紙媒体はA4判とし、和文又は英文で、ワードプロセッサ、タイプ印字又は活字印刷したもの)
- (3) 博士論文の要旨(A4判とし、和文で2,000字程度又は英文750words程度)(様式第2号) 4部
- (4) 参考論文 各4部
- (5) 論文目録(様式第3号) 4部

(学位審査委員会)

- 第8 研究科長は、学長から学位規則第10条第1項により博士論文の審査及び学力の確認を委嘱された場合は、教授会代議員会に資格審査、当該博士論文の審査及び学力の確認を付託する。

- 2 教授会代議員会は、前項に規定する付託を受けたときは、当該博士論文の主題等に応じて研究科に所属する3人以上の教員によって構成する論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、当該博士論文の審査及び学力の確認を行わせるものとする。

- 3 審査委員会に主査を置き、委員の互選により選出する。

- 4 主査は委員会を招集し、その議長となる。

- 5 審査委員会が必要と認めるときは、委員以外の者(研究科に所属する教員以外の研究者を含む。)の委員会への出席を求め、又は意見を聴くことができる。

(学力の確認)

- 第9 審査委員会が行う学力の確認は、当該博士論文を中心として、関連する専門分野及び外国語について、筆記又は口述等の方法により行う。

- 2 学力の確認に係る外国語の種類は、博士論文の内容等を考慮して、審査委員会が定める。

(審査結果の報告)

第10 審査委員会は、審査が終了したときは、次に掲げる書類をもって、研究科教授会に審査の結果を報告しなければならない。なお、学位の授与に当たって、博士（学術）以外の専攻分野の名称が適当であると判断した場合は、その理由を付して報告するものとする。

(1) 博士論文の要旨及び審査結果の要旨(様式第7号)

(2) 学力確認の結果の要旨(様式第8号)

(3) 審査委員会の判定結果及び意見(様式第9号)

(学位授与の議決)

第11 教授会代議員会は、審査委員会からの報告に基づいて、学位授与の可否を議決するものとする。

(学長への報告)

第12 研究科長は、第11に規定する議決の結果を学長に報告する。

(改正)

第13 この要項の改正は、教授会代議員会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第14 この要項に定めるもののほか、研究科における博士の学位授与に関する取扱いに必要な事項は、教授会代議員会の議を経て、研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年1月17日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成25年7月4日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年10月1日から実施する。

③ 学位論文の審査基準について

本研究科の博士後期課程における博士の学位授与に関する学位論文の審査基準を、以下の申合せで定めています。

○ 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における学位授与にかかる学位論文の審査基準に関する申合せ

令和2年2月19日

大学院現代社会文化研究科教授会代議員会

新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における学位授与にかかる学位論文について、各専攻の人材育成目標に基づき、以下の基準により総合的に評価することを申し合わせる。

1. 課題設定の明確性及び適切性

現代社会文化研究科の各専攻・各分野を研究領域とした論文として問題意識が明確であり、研究テーマの設定が適切であること。

2. 先行研究の適切な取扱い

当該分野の先行研究について適切に検討されており、設定された研究テーマの目的・意義が適切に位置づけられていること。

3. 研究方法の適切性

研究テーマに即した研究方法が選択されており、その研究方法に従ってデータや資料などを的確に調査・分析していること。

4. 研究の独自性

既存の研究には見られない独創的分析、解釈等が行われていること。

5. 論述の明確性及び論旨の一貫性

結論に至るまでの論述や論証のプロセスが明確かつ論理的であること。

6. 学術的及び社会的価値

当該研究領域の発展に貢献する学術的価値が認められ、社会的な貢献をなすものであること。

7. 論文形式の適切性

文献の引用、文章表現等が適切になされ、学術論文としての体裁が整っていること。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

5 博士後期課程における修業年限の特例について

本研究科博士後期課程では、「優れた研究業績を上げた者」に対する修業年限の特例の適用は、下記の「取扱要項」に従って行います。

- 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士後期課程における修業年限の特例に関する
取扱要項

平成 16 年 2 月 5 日

研究科委員会

新潟大学大学院現代社会文化研究科（以下「本研究科」という。）における本学大学院学則第 32 条第 2 項ただし書に規定する「優れた研究業績を上げた者」の適用に当たっては、下記により取り扱うものとする。

記

1 適用要件（次の要件をすべて満たした者）

- (1) 本研究科入学後において、学術専門誌に掲載された（掲載決定のあったものを含む。）論文 3 編以上又は学術書（単著）1 編以上があり、かつ、その内容が学問的に価値が高いものであること。
- (2) 当該専攻分野において、自立した研究者又は高度専門職業人として必要とされる高度の能力とその基礎となる豊かな学力を有することを明らかに示す研究業績が、通常本研究科に 3 年以上在学して得られる水準を有するものであること。
- (3) 本研究科に 1 年以上（本学大学院学則第 32 条第 2 項の要件に該当する者にあつては、修士課程の在学期間を含めて 3 年以上）在学見込みの者で、修了に必要な単位を修得した者又は修得する見込みの者であること。

2 提出書類

修業年限の特例の適用を受けようとする者（以下「特例申請者」という。）は、履修指導委員会の推薦に基づき、次に掲げる書類を所定の期日までに研究科長あて提出するものとする。

- (1) 修業年限特例推薦書（別紙様式 1）
- (2) 修業年限特例申請書（別紙様式 2）
- (3) 学位論文草稿の要旨
- (4) 参考論文（印刷公表されたもの又は公表予定のもの）
- (5) 論文目録

(6) 履歴書

(7) 掲載決定証明書（論文が公表予定の場合）

3 特例審査委員会

(1) 研究科長は、修業年限の特例について申請があったときは、研究科教授会代議員会に修業年限特例審査委員会（以下「特例審査委員会」という。）を設置する。

(2) 特例審査委員会は、特例申請者ごとに設置する。

(3) 特例審査委員会は、所定の期日までに修業年限の特例の適用候補者としての可否の審査を行い、その結果を研究科長に報告するものとする。

(4) 特例審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、特例申請者の主指導教員が1)～3)に該当する場合は、研究科長の指名する教員をもって代えるものとする。

1) 研究科長

2) 学務委員長及び特例申請者の所属する専攻の専攻長

3) 特例申請者の研究分野に関係の深い学術領域の教員の中から、研究科長の指名する教員3人

(5) 特例審査委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

(6) 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(7) 特例審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

(8) 特例審査委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成によって議決する。

(9) 特例審査委員会が必要と認めたときは、会議に特例申請者の主指導教員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

4 特例適用の判定等

研究科長は、特例審査委員会から修業年限特例の適用候補者として報告があった場合は、学位論文の審査出願前に修業年限の特例適用の可否を教授会代議員会に諮り、その結果を特例申請者に通知するものとする。

5 特例適用にともなう履修上の措置

特例適用の判定を受けた学生は、特定研究Ⅰのみを必修科目とする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成 20 年 5 月 8 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

6 長期にわたる教育課程の履修について

本研究科では、長期にわたる教育課程の履修は、本便覧Ⅳ－1（8）および（9）に従って行います。

なお、在学中に長期履修の申請を行う場合、または既に長期履修を許可されている学生で短縮または延長を希望する場合は、必ず学年末の定められた日までに申請してください。

7 研究生の入学資格について

本学の学生以外のもので、本研究科博士後期課程において特定の専門事項について研究を志望する者には、選考のうえ、研究生として入学を許可する制度があります。出願手続き等については、学務係にお問い合わせください。

本研究科博士後期課程における研究生の入学資格は以下のとおりです。

- (1) 博士の学位を有する者
- (2) 外国において、日本の博士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 大学を卒業した後、大学、研究所等において5年以上研究に従事した者で、本研究科において当該研究の成果等により、博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- (4) その他、本研究科において、博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

8 科目等履修生の入学資格について

本学の学生以外のもので、本研究科博士後期課程が開設する授業科目の履修を志望する者には、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する制度があります。科目等履修生が履修した授業科目には、試験または研究報告等の審査に合格すれば、所定の単位が認定されます。出願期間等に定めがありますので、出願手続き等を学務係にお問い合わせください。

本研究科博士後期課程における科目等履修生の入学資格は以下のとおりです。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) その他研究科において、前号に定める者と同等以上の学力があると認めた者

9 学生が科目等履修生として現代社会文化研究科入学前に修得した単位の取扱いについて

新潟大学大学院学則第 30 条の趣旨にのっとり、学生が科目等履修生として修得した単位は以下のように取扱います。

- 1 学生が、本研究科博士後期課程に入学する前に、本研究科博士後期課程において科目等履修生として修得した単位は、本研究科博士後期課程における授業科目の履修により修得したものとみなします。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は 15 単位を超えることはできません。
- 3 前 2 項は同一科目については適用しません。

10 博士研究員について

本研究科で博士の学位を取得し、常勤的職についていない人は、博士研究員となる資格を有しています。詳しくは、「新潟大学大学院現代社会文化研究科博士研究員要項」をご覧ください。

○ 新潟大学大学院現代社会文化研究科博士研究員要項

平成 16 年 5 月 13 日

現代社会文化研究科代議員会

(趣旨)

第 1 この要項は、新潟大学大学院現代社会文化研究科（以下、研究科という。）における研究科博士研究員（以下「博士研究員」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 研究科における学術研究の一層の発展のために、研究体制の充実・強化並びに若手研究者の養成を目指し、優れた博士学位取得者を研究科が行う学術研究に参画させ、研究活動の効果的な推進を図るとともに、研究業務を通じて当該若手研究者の研究遂行能力の育成を目的とする。

(資格)

第 3 博士研究員となることができる者は、研究科において博士の学位を取得した者で、常勤的職についていない者とする。

(受入れ)

第 4 博士研究員は、プロジェクト研究等を行う教員の責任において受入れるものとする。

(業務)

第 5 博士研究員は、プロジェクト研究等において、受入れ教員の研究活動を効果的に推

進するための共同研究者として、当該研究に必要な業務を行う。

(施設等の利用)

第6 博士研究員は、研究科の施設等を、研究科長が認める範囲で利用できる。

(選考)

第7 博士研究員の選考は、教授会代議員会において行う。

(受入れ期間)

第8 博士研究員の受入れ期間は、1年とする。ただし、研究科長が必要と認めた場合は、1年を単位として2回まで受入れ期間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科長が特別な理由があると認めたときは、研究科長が認める範囲内において受入れ期間を延長することができる。

3 受入れ期間の延長を申請する者は、在任中に公刊した学術論文を、研究科長が定めた日までに、研究科長に提出しなければならない。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、博士研究員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は平成16年5月14日から実施する。

2 この要項の実施に伴い、「新潟大学外国人客員研究員第4条2に関する申し合わせ」(平成13年7月12日)及び「新潟大学大学院現代社会文化研究科におけるリサーチ・アシスタントに関する申し合わせ」(平成14年3月27日)は平成17年3月31日に廃止する。

附 則

この要項は平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は平成25年4月1日から実施する。

Ⅲ 学生生活

1	各種の手続	33
2	学生への連絡	35
3	各校舎への入退校	35
4	教室，研究室等の使用について	36
5	学位論文の閲覧場所について	36
6	教育研究用貸出備品について	36
7	個人情報保護について	38

1 各種の手続

学生生活を送るためには、各種の手続きが必要となります。これらの手続を怠ったり、不十分であったり、時期を逸したりすると、不利となるばかりでなく、修学にも支障をきたすことがあります。十分注意してください。

主要な手続は、以下のとおりです。

[諸手続等一覧]

① 納入

区 分	納 付 時 期
授業料	学期ごとに、事前登録した預金口座からの振替（引落し）により納入 振替日：前期分 5 月 27 日，後期分 11 月 27 日 (振替日が金融機関休業の場合は翌営業日)

※詳細は、本学ホームページを確認してください。

<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/payment/>

② 諸証明，諸手続等

区分	事項	担 当 係	備 考
授業料	授業料免除・徴収猶予 (延納，月割分納)	学務部 学生支援課	各期ごとの説明会に必ず出席の上，指定される日までに手続を行うこと。
身分	学生証	学務係	学生証は入学時に交付される。 紛失の際は，再交付を申請する。
修学上の願・届	履修届 履修計画書	学務係	履修指導委員会の指導を受け，所定の期日までに提出する。
	休学申請書	学務係	事前に学務係に相談すること。
	休学期間延長申請書		
	復学届		
	退学申請書		
	長期欠席届（欠席が2週間以上の場合）	学務係	その事由が生じた都度，申請または届け出ること。
	留学申請書		
	海外渡航計画書		
	改氏名届・旧姓使用届		
	在学証明書		

各種証明書の交付	学生旅客運賃割引証	学務係	(自動発行)
	学業成績証明書		
	修了見込証明書		
	健康診断証明書	学務係	(自動発行) 最終学年に進級以降
	JR 通学定期乗車用の通学証明書	学務係	窓口で申請する。

③ カード・キー，コピーカードの発行等，自習室・PC室関係

区 分	担 当 者	備 考
カード・キーの発行	増田助教・川西助教	
コピーカードの発行	増田助教・川西助教	
院生研究室の鍵の貸与	増田助教・川西助教	
現社研PC室関係	川西助教	本研究科の全学生
Niigata-U アカウント	情報基盤センター	本研究科の全学生

④ 学生生活，奨学金等

区分	事項	担 当 係	備 考
学 生 生 活	宿所・連絡先の届	学務係	入学時および変更の際，学務係に届け出る。 また，学務情報システム (Web 画面) 「Campus Square」の登録も変更する。
	就職・進路	学務部キャリア支援課および学務係	
	アルバイト	キャリア・就職支援オフィス	
	車両入構申込み	学務部学生支援課および学務係	毎学期の始めに掲示・受付する。
	アパート等の紹介	新大生協	新潟大学生生活協同組合ウェブサイト等を参照
奨 学 金 等	日本学生支援機構	学務部学生支援課	掲示等で通知される。
	地方公共団体及び民間の育英奨学事業		新潟大学 HP : 「奨学金」 参考 https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/scholarship/

	外国人留学生に対する各種奨学金奨学生募集	国際部国際交流推進課	ウェブサイト，掲示等で通知される。 https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-japan/scholarship/
	日本学術振興会特別研究員採用申請	庶務係	
課外活動等	団体結成願	学務係	その都度，届出あるいは願い出る。 2研究科以上の学生で構成される場合は，学務部学生支援課が担当する。
	学外団体加入願		
	集会（催物）願		
	文書・印刷物の掲示，配布，発行願		
	課外活動施設使用願	学務部学生支援課	

2 学生への連絡

学生への通知および連絡は，①掲示板 ②現代社会文化研究科ホームページ ③学務情報システム（Web 画面）「*Campus Square*」の連絡通知およびメールシステムにより行います。

掲示板の場所は，現社研棟1階の掲示板です。

見落とし等による不利益は，学生個人が負うこととなり，大学では責任を負いませんので十分注意してください。

なお，緊急の場合は電話連絡する場合がありますので，電話番号を変更した場合は速やかに届けてください。

3 各校舎への入退校

学生はどの校舎への入退校も自由ですが，夜間および土・日・休日等は施錠されます。入退校については，校舎ごとの規則に従ってください。

なお，人文社会科学系棟の解錠・施錠時刻は次のとおりです。

区 分	開錠時刻	施錠時刻
平 日 (授業期間，夏期休業中)	7時30分 ～ 8時00分	19時40分 ～ 20時40分
平日 (冬期・春期休業中)	7時30分 ～ 8時00分	18時00分 ～ 19時00分
土・日曜日，祝日	終 日 施 錠	

(備考)

(1) A棟正面玄関およびF棟玄関の鍵は，オートロックドア（カードキーによる 開錠

方式) および手動の併用です。施錠後の退庁は、随時可能です。カード所有者は、随時入庁可能です。

(2) 前記(1)のオートロックドア以外の出入口 (A棟正面玄関, B棟学生玄関, B棟通
用口, C棟玄関, E棟地階出入口およびF棟玄関) の鍵は手動です。

4 教室, 研究室等の使用について

- (1) 教室, 研究室等は定められた規則に従って使用してください。
- (2) すべての校舎は禁煙です。※校舎を含め, キャンパス内は全面禁煙です。

5 学位論文の閲覧場所について

学位論文は下記の場所で閲覧できます。貸出はできません。閲覧に際しては, 担当者の指示に従ってください。著作権法により, 事前に著作権者から許諾を得ない限り複写はできません。

【修士論文】

新潟大学附属図書館

【博士論文】

新潟大学学術リポジトリおよび現代社会文化研究科資料室 (手続きは増田助教)

6 教育研究用貸出備品について

本研究科では, 教員と学生に, 以下の備品の貸出を行っています。
貸出希望者は, 下記の「現代社会文化研究科備品貸出要領」に従ってください。

○プレゼンテーション用貸出備品

原則として教育研究用に1日貸し出し

ノートパソコン1台

プロジェクター2台

現代社会文化研究科備品貸出要領

平成 17 年 3 月 1 日

研究科長

(趣旨)

第 1 新潟大学大学院現代社会文化研究科（以下、本研究科という。）の教育研究を推進するため、現代社会文化研究科における備品貸出要領を定める。

(資格)

第 2 本研究科の貸出用備品は、申請により、本研究科の授業担当教員及び学生に貸出することができる。

2 申請者と使用者は同一でなければならない。

(手続)

第 3 備品の貸出を申請する者は、本研究科に氏名・所属・備品名・使用場所・返却期日等を文書で提出し許可を得なければならない。学生は申請時に学生証を提示しなければならない。

2 返却は、返却期日以内に、貸出を認めた当該助教に返却するものとする。

3 備品の貸出事務は、本研究科長が指名する助教又は助手が行うものとする。

(使用場所)

第 4 備品の使用場所は、新潟大学の学内に限る。本研究科の授業担当教員が学外で教育研究活動する場合に限り、学外での使用を認めることがある。

(選考)

第 5 貸出できる備品の数が申請者に比して少ない場合は、研究科長が選考する。

(情報機器の選考)

第 6 情報機器については、第 5 の規定にもかかわらず、以下の優先順位に従うものとする。

① 貸出申請者の在籍年数が博士前期課程においては 2 年以内、博士後期課程においては 3 年以内であること

② 貸出回数が少ないこと

③ 学年が高いこと

2 前項による選考が困難な場合は、抽選による。

(注意義務)

第 7 申請者は、備品の破損が無いように注意しなければならない。特に情報関連機器については、情報機器担当の助手又は助教の指導に従わなければならない。

2 注意義務を怠った場合は、申請者に弁償等を要求することがある。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

7 個人情報保護について

国立大学法人は、「独立行政法人等」の一つとして、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）が適用されます。大学は、学生の皆さんの個人情報を保有し、教育目的で利用しています。現代社会文化研究科では、これまでもその扱いには細心の注意を払ってきました。

以下では、個人情報保護法の内容を、Q&A方式で簡単に説明します。この問題は、皆さん全員に関わる重要な問題ですので、十分に理解しておくことが望まれます。

※法律の条文は、以下で閲覧できます。

<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>

Q1 「個人情報」とは、どのような情報のことですか？

A1 「特定の個人を識別することができるもの」のことです。

・ 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、在籍番号等が「個人情報」にあたります。

Q2 大学は学生の「個人情報」を無制限に保有できるのですか？

A2 大学の業務遂行に必要な場合に限って保有できます。

・皆さん本人から直接書面で個人情報を取得する場合は、あらかじめ、その利用目的を明示します。ただし、緊急の場合や、目的を明示することで本人や第三者に不利益を及ぼす場合、取得状況から利用目的が明白である場合には、明示されないことがあります。

・利用目的は、個人情報ファイル（後述）に明記されます。ただし、全ての個人情報が個人情報ファイルに記録されるわけではありません。

・大学が不正な手段によって個人情報を取得することは禁止されています。個人の秘密が記録された文書を、職権を濫用し、職務以外の目的で収集した者は、1年以下の懲役または50万以下の罰金に処せられます。

Q3 大学が保有している個人情報は、適正に扱われるのですか？

A3 個人情報保護法は、皆さんの個人情報が適正に扱われるように、様々なことを定めています。

・大学の教職員は、業務に関して知ることができた個人情報を、濫りに他人に知らせたり、不当な目的で利用することを禁止されています。個人の秘密を含んだデジタル個人情報ファイルを、正当な理由なしに他人に提供した場合は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。退職した後も同じです。大学から業務委託を受けた民間会社の従業員にも、同じ制度が用意されています。

・個人情報のうち、一定の文書や電磁的記録（ビデオテープや電子媒体）に記録されたものを「保有個人情報」（後述）といいます。保有個人情報を、利用目的以外の目的で利用・提供することは、原則として禁止されています。例外的に目的外利用・提供が許されるのは、以下の場合です。

①法令に基づく場合

②本人の同意がある場合、本人に提供する場合

③大学内部で利用する場合

④行政機関等に提供する場合で、提供先での利用に相当な理由がある場合

⑤統計の作成や学術研究目的の場合

⑥本人以外の者への提供が明らかに本人の利益になる場合

ただし、①～⑥に当てはまる場合でも、本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあれば、

利用・提供されません。

Q4 「保有個人情報」とは何ですか？

A4 大学が保有する一定の文書や電磁的記録に記載された個人情報のことです。

・もう少し詳しく説明すると、大学の教職員が「職務上」作成・取得した個人情報であって、かつ、大学が保有する「法人文書」に記載されているものをいいます。「法人文書」とは、大学が組織的に利用する文書（組織共用文書）のことです。教職員の個人的メモは、「法人文書」ではありません。試験の答案やレポートなどは、「法人文書」です。

Q5 大学が保有している自分の個人情報を見ることはできますか？

A5 自分の「保有個人情報」については、誰でも開示の請求ができます。

- ・未成年の場合は、親権者等も開示の請求ができます。
 - ・本人の個人情報でも、たとえば以下のような場合には、開示されないことがあります。
 - ①開示請求者以外の人の個人情報が記載されている場合
 - ②法人・団体の企業秘密などが記載されている場合
 - ③行政上の秘密が記載されている場合
 - ④開示すると大学の事務の適正な遂行に支障が生じるような情報が記載されている場合
- なお、これらの情報を部分的に隠して、その他の部分だけを開示することもあります。

Q6 自分の個人情報が間違っていることがわかった場合、その訂正を求めることはできますか？

A6 できます。所定の手続きをふんで、訂正を求めることができます。

- ・正しい訂正請求があった場合、大学は訂正をしなければなりません。
- ・訂正した場合は、訂正したことを本人に通知します。

Q7 自分の個人情報が違法に保有されたり、違法に利用・提供されていることがわかった場合、どうしたらよいのですか？

A7 利用・提供の停止や、消去を求めることができます。

- ・正しい停止・消去請求があった場合、大学は、利用・提供の停止や、消去の措置をとらなければなりません。
- ・そのような措置をとった場合は、そのことを本人に通知します。

Q8 「個人情報ファイル」とは何ですか？

A8 「保有個人情報」が検索できるよう、体系的に構成された文書をいいます。

- ・大学は、個人情報ファイルについて、以下の事項を記録した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表します。
 - ①個人情報ファイルの名称
 - ②個人情報ファイルが利用される事務の所轄組織名
 - ③個人情報ファイルの利用目的
 - ④記録項目、本人として記録される個人の範囲
 - ⑤記録されている個人情報の収集方法
 - ⑥他団体に経常的に提供される場合の提供先
 - ⑦開示・訂正・利用停止請求の提出先

IV その他

1	関係諸規定	40
	(1) 現代社会文化研究科規程	40
	(2) 大学院の成績評価基準について	94
	(3) 成績評価にかかる疑義照会及び不服申立てに関する申合せ	94
	(4) 新潟大学学生交流規程	99
	(5) 新潟大学外国人留学生規程	104
	(6) 他の研究科及び他の大学院の授業科目の履修等に関する細則	108
	(7) 長期にわたる教育課程の履修に関する細則	110
	(8) 在学生の長期履修に関する取扱要領	112
	(9) その他	114
	① 「14条特例（教育方法の特例）」について	
	② 履修指導委員会 学生指導指針	
2	現代社会文化研究科関係教員名簿	115
3	2026年度学位論文申請関係日程	118

○新潟大学大学院現代社会文化研究科規程

(平成 16 年 4 月 1 日院現規程第 1 号)

改正	平成 18 年 3 月 23 日院現規程第 1 号	平成 19 年 2 月 28 日院現規程第 1 号
	平成 19 年 8 月 8 日院現規程第 4 号	平成 20 年 3 月 13 日院現規程第 1 号
	平成 20 年 8 月 7 日院現規程第 2 号	平成 21 年 2 月 24 日院現規程第 1 号
	平成 21 年 7 月 9 日院現規程第 4 号	平成 21 年 9 月 25 日院現規程第 4 号
	平成 22 年 3 月 2 日院現規程第 1 号	平成 23 年 3 月 17 日院現規程第 1 号
	平成 24 年 3 月 1 日院現規程第 1 号	平成 26 年 3 月 25 日院現規程第 1 号
	平成 27 年 3 月 27 日院現規程第 1 号	平成 28 年 3 月 24 日院現規程第 1 号
	平成 29 年 3 月 31 日院現規程第 3 号	平成 30 年 3 月 28 日院現規程第 1 号
	平成 30 年 11 月 14 日院現規程第 2 号	平成 31 年 3 月 27 日院現規程第 1 号
	令和 2 年 3 月 11 日院現規程第 1 号	令和 3 年 3 月 19 日院現規程第 1 号
	令和 4 年 3 月 16 日院現規程第 1 号	令和 5 年 4 月 1 日院現規程第 1 号
	令和 5 年 7 月 7 日院現規程第 2 号	令和 6 年 3 月 7 日院現規程第 1 号
	令和 7 年 3 月 6 日院現規程第 1 号	令和 7 年 7 月 10 日院現規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 新潟大学大学院現代社会文化研究科(以下「研究科」という。)の教育方法、学生の履修方法、修了の要件等に関し必要な事項については、新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号。以下「大学院学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(課程)

第 2 条 研究科の課程は、前期 2 年の課程(以下「博士前期課程」という。)及び後期 3 年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分する博士課程とし、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(専攻及び分野等)

第 3 条 研究科に置く専攻及び分野等は、別表第 1 のとおりとする。

(教育研究の目的)

第 3 条の 2 博士前期課程は、人間と人間、人間と自然が共生できる社会と文化の構築に向けて、高度な専門的知識と学際的素養を備え、自ら課題を発見し探求する能力を有した人材の育成を目的とする。

2 博士前期課程の各専攻の教育研究の目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 現代文化専攻は、社会や文化に関する課題を、情報文化、哲学・心理学及び生活健康行動科学の観点から発見・探求する能力を涵養し、現代文化についての専門的知識と課題発見・探求能力を有する専門職業人及び研究者を育成する。

- (2) 社会文化専攻は、社会や文化間の相互理解に関する課題を、世界の言語・歴史・文化の観点から発見・探求する能力を涵養し、社会文化についての専門的知識と課題発見・探求能力を有する専門職業人及び研究者を育成する。
 - (3) 法政社会専攻は、法制度及び行政に関する課題を、共生社会の構築という観点から発見・探求する能力を涵養し、法政社会についての専門的知識と課題発見・探求能力を有する専門職業人及び研究者を育成する。
 - (4) 経済経営専攻は、グローバル化が進む現代社会の重層的かつ複雑な経済に関する課題を、経済学・経営学の観点から発見・探求する能力を涵養し、経済経営についての専門的知識と課題発見・探求能力を有する専門職業人及び研究者を育成する。
- 3 博士後期課程は、人間と人間、人間と自然が共生できる社会と文化の構築及び推進に向けて、創造性豊かな優れた研究能力と学際的素養を備え、自ら課題を設定し解決する能力を有した人材の育成を目的とする。
 - 4 博士後期課程の各専攻の教育研究の目的は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 人間形成研究専攻は、家庭・学校・社会等における人間形成に関する課題を、生活環境・文化・教育の観点から分析・解決する能力を涵養し、人間形成についての高度な専門的知識と課題解決能力を有する高度専門職業人及び研究者を育成する。
 - (2) 共生文化研究専攻は、世界の諸地域の言語・歴史・文化に関する課題を、相互理解と相互発展という共生の観点から、多角的・総合的に分析・解決する能力を涵養し、日本、アジア、欧米等の言語・歴史・文化についての高度な専門的知識と課題解決能力を有する高度専門職業人及び研究者を育成する。
 - (3) 共生社会研究専攻は、国際社会や地域社会における法、政治、経済等のシステム及び制度に関する課題を、相互理解と相互発展という共生の観点から、多角的・総合的に分析・解決する能力を涵養し、法学、経済学の高度な専門的知識と課題解決能力を有する高度専門職業人及び研究者を育成する。

(選抜試験)

第4条 研究科に入学を志願する者については、選抜試験を行い、選考するものとする。

2 選抜試験及び選考方法に関し必要な事項は、別に定める。

(進学)

第5条 大学院学則第43条の規定により、博士後期課程に進学することを志願する者がある場合は、選考の上、進学することを許可する。

(教育方法)

第6条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

2 博士前期課程の授業科目を共通科目、専攻必修科目、専攻共通科目並びに分野、コース及び領域別科目に区分する。

3 博士後期課程の授業科目を共通科目、専攻必修科目、専攻共通科目及び分野別科目に区分する。

(教育方法の特例)

第7条 教授会が教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

2 教育方法の特例に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 大学院学則第31条の規定による長期にわたる教育課程の履修を希望する者があるときは、教授会の議を経て、その履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目及び修得単位)

第9条 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目並びにその単位数は、別表第2、別表第2の2及び別表第3に掲げるとおりとする。

2 博士前期課程の学生は、別表第2及び別表第2の2に掲げる授業科目について、研究入門2単位、課題研究6単位及び専攻必修科目2単位並びに専攻するコース及び領域の授業科目12単位以上及び他のコース又は他の領域の授業科目8単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、現代文化専攻人間形成科学分野思想・心理科学コースの基礎心理領域及び臨床心理領域を専攻する学生にあつては、研究入門2単位、課題研究6単位及び専攻必修科目2単位並びに専攻する思想・心理科学コース領域の授業科目12単位以上及び他のコース又は他の領域の授業科目8単位以上、計30単位以上を修得、社会文化専攻環東アジア社会文化分野日本社会文化コースの日本語教育領域を専攻する学生にあつては、研究入門2単位、課題研究6単位及び専攻必修科目2単位並びに専攻する日本社会文化コースの日本語教育領域の授業科目12単位以上及び他のコース又は他の領域の授業科目8単位以上、計30単位以上を修得、経済経営専攻日本酒学分野日本酒学コースを専攻する学生にあつては、研究入門2単位、課題研究6単位及び専攻必修科目2単位並びに専攻する日本酒学コースの授業科目6単位以上及び他のコース又は他の領域の授業科目2単位以上並びに別表2の2に掲げる授業科目のうち必修区分の授業科目8単位及び選択必修区分の授業科目4単位以上、計30単位以上を修得しなければならない。

- 4 博士後期課程の学生は、別表第3及び別表第3の2に掲げる授業科目について、特定研究6単位及び専攻必修科目2単位を含め12単位以上を修得しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、共生社会研究専攻日本酒学分野を専攻する学生にあっては、特定研究6単位及び総合演習2単位を含む研究演習科目8単位以上、分野必修科目6単位を含む分野開講科目6単位以上、及び専攻内他分野開講科目2単位以上、計16単位以上を修得しなければならない。
- 6 履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第10条 研究科における授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第10条の2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前条に規定する基準を考慮して定めるものとする。

(指導教員)

第11条 学生には、研究指導を担当する主指導教員及び副指導教員を定めるものとする。

2 主指導教員は、博士前期課程においては学生が専攻するコース及び領域を担当する教授又は准教授とし、博士後期課程においては学生が専攻する分野を担当する教授又は准教授とする。ただし、教授会が必要と認めるときは、博士前期課程にあっては学生が所属する課程を担当する教授、准教授、講師、助教又は客員教授を、博士後期課程にあっては学生が所属する課程を担当する教授、准教授又は客員教授をもって代えることができる。

3 副指導教員は2人とし、博士前期課程においては当該課程を担当する教授、准教授、講師又は助教とし、博士後期課程においては当該課程を担当する教授又は准教授とする。

(履修指導委員会)

第12条 学生の研究及び履修に係る指導を行うため、履修指導委員会(以下「指導委員会」という。)を置く。

2 指導委員会は、学生ごとに主指導教員及び副指導教員をもって組織する。

(履修計画及び研究指導計画)

第13条 学生は、入学後1箇月以内に指導委員会の指導の下に、研究題目及び履修する授業科目を届け出なければならない。

2 学生は、毎学年の始めにその年度に履修する授業科目を定め、所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

3 主指導教員は、学生の研究課題の遂行のため、毎年、第1学期(第2学期の始めに入学した学生にあつては第2学期。)の始めから1箇月以内に、学生と相談して1年間の指導計画を別に定める研究指導計画・研究指導実施報告書(以下「計画・報告書」という。)により作成し、計画・報告書の写しを研究科長に提出しなければならない。

4 主指導教員は、毎年、第2学期(第2学期の始めに入学した学生にあつては翌学年の第1学期。)終了後、学生に、当該年次における研究計画の進捗状況を、前項の規定により作成した計画・報告書により速やかに報告させ、副指導教員とともに、当該学生に対して実施した研究指導について計画・報告書に記載し、計画・報告書の写しを取りまとめて研究科長に提出しなければならない。

(授業科目の履修の認定及び単位の授与)

第14条 授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告等の審査により行うものとし、それに合格した学生には、所定の単位を与える。

2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができない学生については、追試験を行うことができる。

(成績評価の不服申立て)

第15条 学生は、履修した授業科目の成績評価に不服がある場合は、別に定めるところにより、研究科長に対して不服申立てをすることができる。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文は、指導委員会の指導を受けて、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第17条 学位論文の審査及び最終試験については、新潟大学学位規則(平成16年規則第30号)の定めるところによる。

(修了の要件)

第18条 博士前期課程の修了の要件は、同課程に2年以上在学し、第9条第2項又は第3項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げた者と認めた学生については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、教授会が適当と認めたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。
- 3 博士後期課程の修了の要件は、同課程に3年以上在学し、第9条第4項又は第5項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、教授会が優れた業績を上げた者と認めた学生については、大学院学則第32条第2項ただし書に定める期間在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第19条 前条に規定する修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第20条 博士前期課程を修了した学生には、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程を修了した学生には、博士の学位を授与する。
- 3 第1項の修士の学位に付記する専攻分野の名称は、「文学」、「法学」、「行政学」、「経済学」、「公共経営学」又は「経営学」とする。ただし、学位論文の内容によっては、「学術」の名称を付記することができるものとする。
- 4 第2項の博士の学位に付記する専攻分野の名称は、「学術」とする。ただし、学位論文の内容によっては、「文学」、「法学」、「経済学」又は「教育学」の名称を付記することができるものとする。

(教員の免許状)

第21条 博士前期課程において取得することのできる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第4のとおりとする。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 新潟大学大学院現代社会文化研究科規程(平成5年院現規程第1号。以下「旧研究科規程」という。)に基づく日本社会文化論専攻及び国際社会文化論専攻は、第3条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、その学生の履修方法及び修了要件については、なお旧研究科規程の例による。

附 則(平成18年3月23日院現規程第1号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 平成 17 年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育研究分野	授業科目
現代文化論専攻	現代人間科学	心理科学	社会心理学特論 社会心理学演習
	生活健康行動科学	生活健康行動科学	衣環境科学特論 衣環境科学演習
共生社会論専攻	社会経済ネットワーク論	理論・計量経済	国際経済学特論 国際経済学演習 労働経済論特論 労働経済論演習
		グローバル社会経済ネットワーク論	EU 経済論特論 EU 経済論演習 中国経済論特論 中国経済論演習
	法政ネットワーク論	行政ネットワーク論	憲法 I 特論 憲法 I 演習 憲法 II 特論 憲法 II 演習 西洋政治特論 西洋政治演習 政治学特論 政治学演習 現代中国政治特論 現代中国政治演習 自治体法特論 自治体法演習 公共政策特論 公共政策演習
		法制ネットワーク論	民法 III 特論 民法 III 演習 刑法 I 特論 刑法 I 演習 刑法 II 特論 刑法 II 演習 企業法特論

			企業法演習 民事訴訟法特論 民事訴訟法演習 現代中国法特論 現代中国法演習
		法制ネットワーク論(英語)	Tax Treaty 特論 Tax Treaty 演習
社会文化論専攻	欧米社会文化論	欧米言語文化論	比較言語論 I 特論 比較言語論 I 演習 比較言語論 II 特論 比較言語論 II 演習
現代マネジメント専攻	パブリック・マネジメント	公共経営	地方財政論特論 地方財政論演習
	ビジネス・マネジメント	会計	業績管理会計特論 業績管理会計演習 コスト・マネジメント特論 コスト・マネジメント演習 企業評価論特論 企業評価論演習 租税理論特論 租税理論演習

附 則(平成 19 年 2 月 28 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 の 3 共生社会論専攻の表に規定する授業科目中「民法 IV 特論」及び「民法 IV 演習」を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 19 年 8 月 8 日院現規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 9 月 30 日以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 の社会文化論専攻の表に規定する授業科目中「中国文芸文化論 III 特論」及び「中国文芸文化論 III 演習」を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 20 年 3 月 13 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については，なお従前の例による。ただし，この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は，改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち，次表に掲げる授業科目を履修し，第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育研究分野	授業科目
現代文化論専攻	情報社会文化論	情報社会論	情報社会論 III 特論 情報社会論 III 演習
	生活健康行動科学	生活健康行動科学	健康教育論特論 健康教育論演習
共生社会論専攻	社会経済ネットワーク論	理論・計量経済	ミクロ経済理論特論 ミクロ経済理論演習 ゲーム理論特論 ゲーム理論演習
		グローバル社会経済ネットワーク論	経済情報分析特論 経済情報分析演習
	法政ネットワーク論	法制ネットワーク論(英語)	Local Government in Japan 特論 Local Government in Japan 演習 Japanese International Taxation 特論 Japanese International Taxation 演習 Labor Law and Social Protection Law 特論 Labor Law and Social Protection Law 演習
社会文化論専攻	アジア社会文化論	アジア言語文化論	中国言語文化論特論 中国言語文化論演習
	欧米社会文化論	欧米言語文化論	英米言語文化論 III 特論 英米言語文化論 III 演習 英米文芸文化構造論 III 特論 英米文芸文化構造論 III 演習 ドイツ文芸文化形成論 III 特論

			ドイツ文芸文化形成論 III 演習
現代マネジメント専攻	パブリック・マネジメント	公共経営	公共経済学特論 公共経済学演習 ミクロ経済分析特論 ミクロ経済分析演習

- 3 平成 19 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
人間形成文化論専攻	人間文化論	生活環境論	教育文化研究 知覚情報研究 認知行動研究 運動機能研究 身体教育研究 生涯スポーツ研究 衣環境学 生活環境研究 食環境研究 衣環境研究 住環境研究 視覚環境論
		人格形成論	性格形成論 情報社会研究 現代社会論 社会病理学 認識哲学 社会思想論 比較思想形成論 情報文化研究
	社会統合論	教育システム論	教育経済学 社会情報処理研究 ジェンダー研究 マスメディア論 情報メディア論
		社会制御論	競争戦略論 知的財産法

			刑事制裁システム論 行政学 憲法学 刑法研究 民事訴訟法研究 公会計研究 経営管理 コスト・マネジメント研究 経済情報分析 商事法学 比較組織文化論 マーケティング 経営戦略 ファイナンス 人的資源管理 ゲーム理論研究
地域社会形成論専攻	地域文化論	地域文化形成論	中国思想形成論 中国古典文学論 中国思想交渉論 ユーラシア文化形成論 歴史環境形成論 朝鮮社会構造論 アジア近代社会論 日本社会構造研究 中国文化論 近代朝鮮文学論
		日本文化形成論	日本文化形成論 日本民俗論 近代言語文化論 近代文芸文化論 伝統文芸文化論 日本原始社会論 日本近世社会論
	地域社会論	地域社会形成論	上級マクロ経済分析 公共経済学研究 中国経済研究 地方財政研究 環境法 自治体政策論

			地域医療論 自治体制度論
		地域社会交流論	環日本海民俗学 中国民間文学論 中国語文化論 異文化交流論 言語と自治体 NPO 論研究 地域社会情報論 地域社会ネットワーク論 アジア地域社会論 社会人類学 開発文化論
国際社会形成論専攻	国際文化論	比較組織論	比較文化論 アメリカ社会思想論 ドイツ社会思想論 フランス社会思想論 日欧比較社会論 機能言語学 比較言語研究 ヨーロッパ美術文化論 地中海文化史論 比較法研究 西洋法制史 比較思想論
		比較文化論	比較文法論 イギリス文芸文化論 英米メディア文化論 イギリス社会文化論 比較文学論 英米文芸研究 アメリカ文芸文化論 フランス文芸文化論 フランス言語文化論 ドイツ社会文化論 ドイツ近代小説論 ドイツ現代小説論 ドイツ文芸文化論 ロシア文化論

			表象文化研究 身体表現研究 映像文化研究 応用言語学
	国際社会論	比較社会システム論	産業組織論研究 上級ミクロ経済理論 計量経済学 制度の経済学 環境経済論研究 経営情報論 契約法 会計情報研究 管理会計研究 現代中国法 租税理論研究 福祉社会論 行政訴訟法 銀行法 経済政策論研究 交通法
		国際経済システム論	金融論研究 アメリカ経済研究 国際経済学研究 国際会計研究 EU 経済研究 管理会計学 応用ミクロ経済分析 企業評価研究 簿記論 経営税務研究

附 則(平成 20 年 8 月 7 日院現規程第 2 号)

- 1 この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 9 月 30 日以前に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 の地域社会形成論専攻の表に規定する授業科目中「現代中国政治」を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

附 則(平成 21 年 2 月 24 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育研究分野	授業科目
現代文化論 専攻	生活健康行動科学	生活健康行動科学	食環境科学論特論 食環境科学論演習 身体発達学特論 身体発達学演習 水中運動学特論 水中運動学演習
共生社会論 専攻	社会経済ネットワーク論	理論・計量経済	国際マクロ経済学特論 国際マクロ経済学演習
	法政ネットワーク論	行政ネットワーク論	法政策特論 法政策演習
	現代社会ネットワーク論	現代社会ネットワーク論(英語)	Japanese Family Law and Society I Japanese Family Law and Society II Basic Theory of Income Taxation International Taxation of Japan International Law Corporate Law and Competition Law Educational Law Introduction to Japanese Politics I Introduction to Japanese Politics II Introduction to Japanese Law I Introduction to Japanese Law II Political Economy I Political Economy II Industrial Organization Financial Market and Economy in Japan

			Japanese Business Administration North—South Relations for the Environment and Development Introduction to Japanese Public Administration
社会文化論 専攻	比較社会文化論	比較社会文化論 (英語)	British and American Literature in Japan Structure, Function, and Meaning of Language across Cultures Regional Studies of the Pacific Rim Theory of International Finance in Practice International Relations of East Asian Regional Integration Language Policy in Japan
現代マネジメント専攻	専攻共通科目		統計学要論
	マネジメント	公共経営・企業経営	経済学要論 公共経営特論 公共経営演習 コスト・マネジメント特論 コスト・マネジメント演習 経営戦略論特論 経営戦略論演習 経営組織特論 経営組織演習
	アカウントイング	会計・税務	会計学要論

- 3 平成 20 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
人間形成文化論専攻	人間文化論	生活環境論	食環境科学研究 身体発達学研究 水中運動学研究
	社会統合論	社会制御論	企業戦略研究

附 則(平成 21 年 7 月 9 日院現規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 9 月 30 日以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
人間形成文化論専攻	人間文化論	生活環境論	身体運動科学
		人格形成論	家族力動論 行動変容論 対人援助論 歴史・社会認識形成論 英語教育評価論 英語教育読解指導論
地域社会形成論専攻	地域文化論	日本文化形成論	日本北方文化論
国際社会形成論専攻	国際文化論	比較文化論	音楽文化論 言語運用論 アメリカ近代小説論 日英語比較統語論

附 則(平成 21 年 9 月 25 日院現規程第 4 号)

- 1 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 9 月 30 日以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。この場合において、「法社会学 I 特論」にあつては改正前の別表第 2 に規定する授業科目(以下「改正前の授業科目」という。) 「法社会学特論」と、「法社会学 I 演習」にあつては改正前の授業科目「法社会学演習」と重複して履修はできないものとする。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
共生社会論専攻	法政ネットワーク論	行政ネットワーク論	法社会学 I 特論 法社会学 I 演習 法社会学 II 特論

- 3 平成 21 年 9 月 30 日以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
人間形成文化論専攻	人間文化論	生活環境論	身体運動科学
		人格形成論	家族力動論 行動変容論 対人援助論 歴史・社会認識形成論 英語教育評価論 英語教育読解指導論
	社会統合論	教育システム論	家族法制研究
地域社会形成論専攻	地域文化論	日本文化形成論	日本北方文化論
国際社会形成論専攻	国際文化論	比較文化論	音楽文化論 言語運用論 アメリカ近代小説論 日英語比較統語論

附 則(平成 22 年 3 月 2 日院現規程第 1 号)

- この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 21 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。
- 平成 21 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
人間形成文化論専攻	人間文化論	生活環境論	体育思想論 健康行動科学
		人格形成論	生命倫理学 認知形成論 読書教育論
	社会統合論	教育システム論	生涯学習論

			特別教育支援論 障害児者支援論 社会科教育方法論 数学教育基礎論 数学教育内容論 数学教育教材論
		社会制御論	司法制度論
地域社会形成論専攻	地域文化論	日本文化形成論	物語論 書道文化論
		地域社会論	地域社会形成論 災害地理学
		地域社会交流論	地域社会論 地場産業論
国際社会形成論専攻	国際文化論	比較組織論	ヨーロッパ歴史社会論 政治思想論
			比較文化論 民俗音楽文化論 音楽実践論 音楽創作論 音楽表現論 美術表現論

附 則(平成 23 年 3 月 17 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。この場合において、「行政法 I 特論」にあつては改正前の別表第 2 に規定する授業科目(以下「改正前の授業科目」という。) 「行政法特論」と、「行政法 I 演習」にあつては改正前の授業科目「行政法演習」と重複して履修はできないものとする。

専攻名	分野	教育研究分野	授業科目
共生社会論 専攻	社会経済ネットワ ーク論	グローバル社会経済ネット ワーク論	近代日本経済思想 史特論 近代日本経済思想 史演習
	法政ネットワー ク 論	行政ネットワーク論	行政法 I 特論 行政法 I 演習 行政法 II 特論

- 3 平成 22 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	大講座	教育研究分野	授業科目
人間形成文化論専攻	人間文化論	人格形成論	キャリア教育論
	社会統合論	教育システム論	比較教育論
地域社会形成論専攻	地域社会論	地域社会形成論	比較経済思想史
国際社会形成論専攻	国際文化論	比較文化論	美術教育論
	国際社会論	比較社会システム論	財政法

附 則(平成 24 年 3 月 1 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 博士前期課程の現代文化論専攻、共生社会論専攻、社会文化論専攻及び現代マネジメント専攻並びに博士後期課程の人間形成文化論専攻、地域社会形成論専攻及び国際社会形成論専攻は、改正後の第 3 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 23 年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育プログラム	授業科目
現代文化専攻	現代人間科学	現代思想	西洋思想史特論 西洋思想史演習
社会文化専攻	アジア社会文化	アジア言語文化	日本文芸文化特論 日本文芸文化演習 日本古代言語文化特論 日本古代言語文化演習

	欧米社会文化	欧米言語文化	英米言語文化 IV 特論 英米言語文化 IV 演習 フランス文芸文化特論 フランス文芸文化演習
	国際日本文化	国際日本文化	日本語教育史 I 日本語教育史 II
法政社会 専攻	法政社会	行政ネットワーク	法社会学特論 法社会学演習
	国際社会	国際社会	Japanese Family Law and Society Introduction to Japanese Politics Japan's International Relations International Microeconomics
経済経営 専攻	経済社会	グローバル社会経済ネットワーク	世界経済史特論 世界経済史演習
	経営会計	マネジメント	ファイナンス特論 ファイナンス演習

- 3 前項ただし書の場合において、次の表の改正後の授業科目欄に掲げる授業科目については、それぞれ同表の改正前の授業科目欄に掲げる授業科目と重複して履修することはできない。

専攻名	分野	教育プログラム	改正後の授業科目	改正前の授業科目
現代文化専攻	現代人間科学	現代思想	西洋思想史特論	西洋思想史 II 特論
			西洋思想史演習	西洋思想史 II 演習
社会文化専攻	アジア社会文化	アジア言語文化	日本文芸文化特論	日本文芸文化 II 特論
			日本文系文化演習	日本文芸文化 II 演習
			日本古代言語文化特論	特別講義(日本古代言語文化特論)
			日本古代言語文化演習	特別講義(日本古代言語文化演習)
	欧米社会文化	欧米言語文化	フランス文芸文化特論	フランス文芸文化 I 特論
			フランス文芸文化演習	フランス文芸文化 I 演習
	国際日本文化	国際日本文化	日本語教育史 I	日本語教育史
法政社	法政社会	行政ネットワーク	法社会学特論	法社会学 II 特論

会専攻		ク	法社会学演習	法社会学 II 演習
	国際社会	国際社会	Japanese Family Law and Society	Japanese Family Law and Society II
			Introduction to Japanese Politics	Introduction to Japanese Politics I
経済経営専攻	経済社会	グローバル経済ネットワーク	世界経済史特論	経済史特論
			世界経済史演習	経済史演習

附 則(平成 27 年 3 月 27 日院現規程第 1 号)

- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 26 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育プログラム	授業科目
現代文化専攻	現代人間科学	現代思想	認知哲学特論 認知哲学演習
経済経営専攻	経済社会	グローバル社会経済ネットワーク	比較経済思想史特論 比較経済思想史演習

- 前項ただし書の場合において、次の表の改正後の授業科目欄に掲げる授業科目については、それぞれ同表の改正前の授業科目欄に掲げる授業科目と重複して履修することはできない。

専攻名	分野	教育プログラム	改正後の授業科目	改正前の授業科目
経済経営専攻	経済社会	グローバル社会経済ネットワーク	比較経済思想史特論	日本経済文化特論
			比較経済思想史演習	日本経済文化演習

- 平成 26 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究専攻	人間形成文化	健康支援科学研究

		健康運動研究 基礎倫理研究 健康教育研究 認知思想研究
	現代教育文化	教授学習研究 社会科教育史研究 社会地理学研究 言語教育研究 音楽演奏表現研究
共生文化研究専攻	地域共生文化	日本中世言語文化研究 現代日本語動態研究 日本古代言語文化研究 現代日本語文法研究 中国歴史言語文化研究 近代日中関係史研究 中国政治文化史研究
	国際共生文化	近現代芸術研究 語用論研究 英語圏文化研究 映像思想研究 西洋古典文化芸術史研究
共生社会研究専攻	地域共生社会	医療制度研究 組織行動論研究 成年後見法研究 社会保障政策研究
	国際共生社会	国際政治史研究 国際人権研究 現代憲法理論研究 日本政治外交史研究 国際関係論研究 西洋経済史研究

- 5 前項ただし書の場合において、次の表の改正後の授業科目欄に掲げる授業科目については、それぞれ同表の改正前の授業科目欄に掲げる授業科目と重複して履修することはできない。

専攻名	分野	改正後の授業科目	改正前の授業科目
人間形成研究 専攻	人間形成文 化	健康支援科学研究	特別演習(健康支援科学研究)
		健康運動研究	特別演習(健康運動研究)
		基礎倫理研究	特別演習(分析哲学研究)

	現代教育文化	教授学習研究	特別演習(教授学習研究)
		社会科教育史研究	特別演習(社会科教育史研究)
		社会地理学研究	特別演習(社会・政治地理研究)
共生文化研究 専攻	地域共生文化	日本中世言語文化研究	特別演習(日本中世言語文化研究)
		現代日本語動態研究	特別演習(現代日本語動態研究)
		日本古代言語文化研究	特別演習(日本古代言語文化研究)
	国際共生文化	近現代芸術研究	特別演習(比較文化研究)
		西洋古典文化芸術史研究	特別演習(西洋古典文化芸術史研究)
共生社会研究 専攻	地域共生社会	医療制度研究	特別演習(地域医療研究)
		組織行動論研究	特別演習(組織行動論研究)
		成年後見法研究	特別演習(成年後見法研究)
		社会保障政策研究	特別演習(社会保障政策研究)
	国際共生社会	国際政治史研究	特別演習(国際政治史研究)
		国際人権研究	特別演習(国際人権研究)
		現代憲法理論研究	特別演習(比較憲法研究)
		日本政治外交史研究	特別演習(日本政治外交史研究)
		国際関係論研究	特別演習(国際関係研究)
		西洋経済史研究	特別演習(西洋経済史研究)

附 則(平成 28 年 3 月 24 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育プログラム	授業科目
社会文化専攻	欧米社会文化	欧米言語文化	フランス思想史特論 フランス思想史演習
法政社会専攻	法政社会	行政ネットワーク	憲法 III 特論 憲法 III 演習

経済経営専攻	経済社会	グローバル社会経済ネットワーク	開発途上国経済特論 開発途上国経済演習
--------	------	-----------------	------------------------

- 3 平成 27 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次の表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究専攻	人間形成文化	メディア社会文化研究
	現代教育文化	彫刻芸術研究
共生社会研究専攻	国際共生社会	開発途上国経済研究
		北米憲法研究

附 則(平成 29 年 3 月 31 日院現規程第 3 号)

- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 28 年度以前に博士前期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	教育プログラム	コース	授業科目
現代社会専攻	情報社会文化	メディア文化		現代美術文化特論 現代美術文化演習 地域美術文化特論 地域美術文化演習 西洋音楽文化特論 西洋音楽文化演習 音楽創作論特論 音楽創作論演習
		情報社会		理論社会学 I 特論 理論社会学 I 演習 理論社会学 II 特論 理論社会学 II 演習 現代リテラシー論特論 現代リテラシー論演習

	現代人間科学	現代思想 心理科学	基礎心理 臨床心理	社会認識論特論 社会認識論演習 教育哲学特論 教育哲学演習 教育心理学特論 教育心理学演習 生涯発達心理学特論 生涯発達心理学演習 障害児心理学特論 障害児心理学演習 臨床心理学特論 I 臨床心理学特論 II 心理療法特論 I 心理療法特論 II 心理療法特論 III 臨床心理面接特論 I 臨床心理面接特論 II 臨床心理基礎実習 I 臨床心理基礎実習 II 臨床心理実習 I 臨床心理実習 II 臨床心理査定演習 I 臨床心理査定演習 II 精神医学特論 投映法特論 人格心理学特論 犯罪心理学特論
	生活健康行動科学	生活健康行動科学		生涯スポーツ論特論 生涯スポーツ論演習
社会文化専攻	アジア社会文化	アジア言語文化 社会文化資料		中国言語文化 I 特論 中国言語文化 I 演習 中国言語文化 II 特論 中国言語文化 II 演習 自然地理学特論 自然地理学演習 人文地理学特論 人文地理学演習
	欧米社会文化	欧米歴史文化		ヨーロッパ歴史文化 III 特論 ヨーロッパ歴史文化 III 演習

			西洋美術史特論 西洋美術史演習
法政社会専攻	法政社会	行政ネットワーク	法社会学 I 特論 法社会学 I 演習 法社会学 II 特論 法社会学 II 演習 政治思想特論 政治思想演習 国際関係論特論 国際関係論演習 行政学 III 特論 行政学 III 演習 自治体法特論 自治体法演習 教育法・教育政策特論 教育法・教育政策演習
		法制ネットワーク	民法 V 特論 民法 V 演習 刑法 I 特論 刑法 I 演習 刑法 II 特論 刑法 II 演習 刑法 III 特論 刑法 III 演習 刑事訴訟法 I 特論 刑事訴訟法 I 演習 刑事訴訟法 II 特論 刑事訴訟法 II 演習 現代契約法特論 現代契約法演習 環境法特論 環境法演習 企業法特論 企業法演習 倒産法特論 倒産法演習 金融取引法特論 金融取引法演習
	国際社会	国際社会	Advanced Studies on Chinese P

			Politics and Diplomacy
経済経営専攻	経済社会	グローバル社会経済ネットワーク	政治経済学特論 政治経済学演習

- 3 平成 28 年度以前に博士後期課程に入学した学生の履修方法については、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 4 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究	人間形成文化	認知行動病理学研究
		身体思想研究
		健康行動形成研究
		健康体操研究
	現代教育文化	教育政策と教育法研究
		障害児者コミュニケーション支援研究
		障害児者生理的発達支援研究
		数学教育研究
		演奏表現研究
		現代美術表現研究
		経済教育研究
共生文化研究	地域共生文化	中国文芸文化研究
		東アジア書跡研究
		中国語言語表現研究
	国際共生文化	フランス思想史研究 西洋美術史研究
共生社会研究	地域共生社会	行政理論研究
		刑事政策研究
		民事法研究
		会社法研究
		経営組織研究
	国際共生社会	法社会研究
		行政救済法制研究
		現代刑法理論研究
		ファイナンス法研究
		刑事制度論研究
		倒産法研究
		損害賠償法研究

附 則(平成 30 年 3 月 28 日院現規程第 1 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 14 日院現規程第 2 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 14 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 27 日院現規程第 1 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日院現規程第 1 号)

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規定の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第 2 に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 2 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	コース	授業科目
現代文化専攻	情報社会	メディア文化	声楽演奏論特論
			声楽演奏論演習
	現代人間科学	心理科学基礎心理コース	応用実験心理学特論
			応用実験心理学演習
	生活健康行動科学	生活健康行動科学	コミュニティヘルス特論
			コミュニティヘルス演習
社会文化専攻	アジア社会文化	アジア言語文化	日本文芸文化Ⅰ特論
			日本文芸文化Ⅰ演習
			日本文芸文化Ⅱ特論
			日本文芸文化Ⅱ演習
		社会文化資料	環境地理学特論
			環境地理学演習
	国際日本文化	国際日本文化	日本語教育Ⅴ
			日本語教育史Ⅲ

- 4 第 2 項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第 3 に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第 9 条第 4 項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究専攻	人間形成文化	知覚実践研究
		コミュニティヘルス研究
	現代教育文化	デザイン表現研究
共生文化研究専攻	地域共生文化	火山地域関係研究
		日本語教育史研究
共生社会研究専攻	地域共生社会	企業法研究
		経営戦略論研究

附 則(令和3年3月19日院現規程第1号)

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 令和2年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この規定の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表第2に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第9条第2項及び第3項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	コース及び領域	授業科目
現代文化	情報社会文化	情報社会コース	メディア論特論 メディア論演習
	人間形成科学	思想・心理科学コース臨床心理領域	臨床心理実習 III (心理実践実習)
		人間形成環境科学コース	教育社会学特論 教育社会学演習
社会文化	環東アジア社会文化	日本社会文化コース日本語教育領域	日本語教育史
法政社会	法政社会	行政ネットワークコース	政治学特論 政治学演習 国際政治史特論 国際政治史演習
	国際社会	国際社会コース	Political Economy
経済経営	経済社会	理論・計量経済コース	ミクロ経済学特論 ミクロ経済学演習 組織の経済学特論 組織の経済学演習

- 第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表第3に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業

科目を履修し、第9条第4項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	コース	授業科目
共生社会研究	国際共生社会コース	技術経営研究

附 則(令和4年3月16日院現規程第1号)

- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 令和3年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表2に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目及び別表2の2に掲げる授業科目を履修し、第9条第2項及び第3項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	コース及び領域	授業科目
現代文化	情報社会文化	メディア文化コース	演奏表現論特論 演奏表現論演習
		情報社会コース	保健医療社会学特論 保健医療社会学演習
	人間形成科学	思想・心理学コース基礎心理領域	発達心理学特論 発達心理学演習
社会文化	欧米社会文化	欧米社会文化コース	フランス言語文化特論 フランス言語文化演習
法政社会	法政社会	行政ネットワークコース	政治学Ⅱ特論 政治学Ⅱ演習
経済経営	経済社会	理論・計量経済コース	経済統計学
	経営会計	マネジメントコース	公共選択論特論 公共選択論演習
			マーケティング論特論 マーケティング論演習
	日本酒学	日本酒学コース	日本酒と経済分析
			日本酒と自治体政策
			酒類行政論
			日本酒アントレプレナーシップ論
日本酒酒蔵の中小企業論			
酒蔵組織の企業行動論			
日本酒とブランディング			

- 4 第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表3に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第9条第4項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究	人間形成文化	認知発達研究 地域社会学研究
	現代教育文化	現代日本画造形表現研究 教育方法学研究
共生文化研究	地域共生文化	社会地理学研究

附 則(令和5年4月1日院現規程第1号)

- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和4年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
- 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表2に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目に掲げる授業科目を履修し、第9条第2項及び第3項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	コース及び領域	授業科目
法政社会	法政社会	行政ネットワークコース	租税法特論 租税法演習
経済経営	経営会計	マネジメントコース	技術経営特論 技術経営研究

- 4 第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表3に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第9条第4項及び第5項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
共生社会研究	地域共生社会	租税法・財政法研究 産業安全研究 労働経済学研究
	日本酒学	経済学から見た酒 酒とベンチャービジネス 酒蔵組織と経営

附 則(令和5年7月7日院現規程第2号)

この規程は、令和5年7月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月7日院現規程第1号)

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表2に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目に掲げる授業科目を履修し、第9条第2項及び第3項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	コース	授業科目
現代文化	情報社会文化	メディア文化	音楽教育学特論 音楽教育学演習
	人間形成科学	人間形成環境科学	現代リテラシー論 I 特論 現代リテラシー論 I 演習 現代リテラシー論 II 特論 現代リテラシー論 II 演習 教育史特論 教育史演習
社会文化	環東アジア社会文化	日本社会文化	日本古典文芸文化 III 特論 日本古典文芸文化 III 演習 日本社会形成論 III 特論 日本社会形成論 III 演習

- 4 前項の場合において、次の表の改正後の授業科目欄に掲げる授業科目については、それぞれ同表の改正前の授業科目欄に掲げる授業科目と重複して履修することはできない。

専攻名	分野	コース	改正後の授業科目	改正前の授業科目
現代文化	人間形成科学	人間形成環境科学	現代リテラシー論 I 特論 現代リテラシー論 I 演習	現代リテラシー論特論 現代リテラシー論演習

- 5 第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表3に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第9条第4項及び第5項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究	現代教育	音楽教育学研究

	教育史研究
--	-------

附 則(令和7年3月6日院現規程第1号)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した学生の履修方法及び修了要件については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士前期課程に在学している学生は、改正後の別表2に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第9条第2項及び第3項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	コース	授業科目
現代文化	人間形成科学	思想・心理科学	西洋古代哲学特論 西洋古代哲学演習
社会文化	環東アジア社会文化	日本社会文化日本語教育領域	日本語教育VI 日本語教育VII
経済経営	経済社会	理論・計量経済	応用ミクロ経済学特論 応用ミクロ経済学演習

- 4 第2項の規定にかかわらず、この規程の施行の日に現に博士後期課程に在学している学生は、改正後の別表3に規定する授業科目のうち、次表に掲げる授業科目を履修し、第9条第4項に規定する修了に必要な単位として加えることができる。

専攻名	分野	授業科目
人間形成研究	現代教育	障害児者教育・行動支援研究

附 則(令和7年7月10日院現規程第2号)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

専攻及び分野等

1 博士前期課程

専攻	分野	コース及び領域
現代文化	情報社会文化	メディア文化コース
		情報社会コース
	人間形成科学	思想・心理科学コース 基礎心理領域

		臨床心理領域
		人間形成環境科学コース
社会文化	環東アジア社会文化	日本社会文化コース
		日本語教育領域
		東アジア社会文化コース
	欧米社会文化	欧米社会文化コース
法政社会	法政社会	行政ネットワークコース
		法制ネットワークコース
	国際社会	国際社会コース
経済経営	経済社会	理論・計量経済コース
		グローバル社会経済ネットワークコース
	経営会計	マネジメントコース
		アカウンティングコース
		日本酒学コース

2 博士後期課程

専攻	分野
人間形成研究	人間形成文化
	現代教育文化
共生文化研究	地域共生文化
	国際共生文化
共生社会研究	地域共生社会
	国際共生社会
	日本酒学

別表第2(第9条関係)

博士前期課程の授業科目及び単位数

1 共通科目

授業科目	単位
研究入門	2
課題研究 I	2
課題研究 II	2
課題研究 III	2
インターンシップ	2
教職実践学校インターンシップ	4
東アジア社会研究基礎	2
東アジア文化研究基礎	2
アカデミック・ライティング(M)	2

2 現代文化専攻

分野	コース及び領域	授業科目	単位	
専攻必修科目		現代文化総合演習	2	
専攻共通科目		特別講義	2	
分野, コース及び領域別科目	情報社会文化	メディア文化コース	映像文化 I 特論	2
		映像文化 I 演習	2	
		映像文化 II 特論	2	
		映像文化 II 演習	2	
		表象文化特論	2	
		表象文化演習	2	
		テキスト文化特論	2	
		テキスト文化演習	2	
		大衆文化特論	2	
		大衆文化演習	2	
		身体表現特論	2	
		身体表現演習	2	
		文化空間論特論	2	
		文化空間論演習	2	
		現代美術文化特論	2	
		現代美術文化演習	2	
		地域美術文化特論	2	
		地域美術文化演習	2	
		機能造形特論	2	
		機能造形演習	2	
		日本画表現特論	2	
		日本画表現演習	2	
		西洋音楽文化特論	2	
		西洋音楽文化演習	2	
音楽創作論特論	2			
音楽創作論演習	2			
音楽表現論特論	2			
音楽表現論演習	2			
声楽演奏論特論	2			
声楽演奏論演習	2			
演奏表現論特論	2			
演奏表現論演習	2			
音楽教育学特論	2			
音楽教育学演習	2			

	情報社会コース	情報システム論特論	2
		情報システム論演習	2
		メディア論特論	2
		メディア論演習	2
		理論社会学 I 特論	2
		理論社会学 I 演習	2
		理論社会学 II 特論	2
		理論社会学 II 演習	2
		ジェンダー論特論	2
		ジェンダー論演習	2
		社会ネットワーク論特論	2
		社会ネットワーク論演習	2
		保健医療社会学特論	2
		保健医療社会学演習	2
		文化人類学特論	2
		文化人類学演習	2
		科学技術と社会特論	2
		科学技術と社会演習	2
人間形成科学	思想・心理学コース	宗教思想特論	2
		宗教思想演習	2
		西洋思想史特論	2
		西洋思想史演習	2
		現代倫理学特論	2
		現代倫理学演習	2
		比較哲学特論	2
		比較哲学演習	2
		認知哲学特論	2
		認知哲学演習	2
		西洋古代哲学特論	2
		西洋古代哲学演習	2
	基礎心理領域	認知科学特論	2
		認知科学演習	2
		発達心理学特論	2
		発達心理学演習	2
		比較心理学特論	2
		比較心理学演習	2
教育心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開)	2		
教育心理学演習	2		

		環境心理学特論	2
		環境心理学演習	2
		社会心理学特論	2
		社会心理学演習	2
		生涯発達心理学特論	2
		生涯発達心理学演習	2
		障害児心理学 I 特論(福祉分野に関する理論と支援の展開)	2
		障害児心理学 I 演習	2
		障害児心理学 II 特論	2
		障害児心理学 II 演習	2
		障害児言語学特論	2
		障害児言語学演習	2
		パーソナリティ心理学特論	2
		パーソナリティ心理学演習	2
		応用実験心理学特論	2
		応用実験心理学演習	2
	臨床心理 領域	臨床心理学特論 I ※	2
		臨床心理学特論 II ※	2
		心理療法特論 I ※	2
		心理療法特論 II ※	2
		心理療法特論 III ※	2
		臨床心理面接特論 I(心理支援に関する理論と実践) ※	2
		臨床心理面接特論 II ※	2
		臨床心理基礎実習 I ※	1
		臨床心理基礎実習 II ※	1
		臨床心理実習 I(心理実践実習) ※	1
		臨床心理実習 II ※	1
		臨床心理実習 III (心理実践実習)	1
		臨床心理査定演習 I(心理的アセスメントに関する理論と実践) ※	2
		臨床心理査定演習 II ※	2
		精神医学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開) ※	2
		投映法特論 ※	2
		人格心理学特論	2
		犯罪心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) ※	2

		学校臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開) ※	2
		産業心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開) ※	2
		家族心理学特論(家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践) ※	2
		メンタルヘルス教育特論(心の健康教育に関する理論と実践) ※	2
	人間形成環境科学コース	コミュニティヘルス特論	2
		コミュニティヘルス演習	2
		運動機能学特論	2
		運動機能学演習	2
		身体運動文化特論	2
		身体運動文化演習	2
		健康教育特論	2
		健康教育演習	2
		身体発達学特論	2
		身体発達学演習	2
		ヘルスケア論特論	2
		ヘルスケア論演習	2
		体育心理学特論	2
		体育心理学演習	2
		運動生理学特論	2
		運動生理学演習	2
		応用健康科学特論	2
		応用健康科学演習	2
		健康運動論特論	2
		健康運動論演習	2
		衣環境評価学特論	2
		衣環境評価学演習	2
		衣環境材料学特論	2
		衣環境材料学演習	2
		食環境科学特論	2
		食環境科学演習	2
		住環境学特論	2
		住環境学演習	2
		教育哲学特論	2
		教育哲学演習	2

			生涯教育学特論	2
			生涯教育学演習	2
			教育社会学特論	2
			教育社会学演習	2
			教育方法学特論	2
			教育方法学演習	2
			現代リテラシー論 I 特論	2
			現代リテラシー論 I 演習	2
			現代リテラシー論 II 特論	2
			現代リテラシー論 II 演習	2
			教育工学特論	2
			教育工学演習	2
			教育史特論	2
			教育史演習	2
			社会認識論 I 特論	2
			社会認識論 I 演習	2
			社会認識論 II 特論	2
			社会認識論 II 演習	2

注) 「思想・心理科学コース 臨床心理領域」の「※」印を付した授業科目については、他のコース及び領域を専攻する学生は履修することができない。

3 社会文化専攻

分野		コース及び領域	授業科目	単位
専攻必修科目			社会文化総合演習	2
専攻共通科目			特別講義	2
分野, コース及び領域別科目	環東アジア社会文化	日本社会文化コース	日本言語文化 I 特論	2
			日本言語文化 I 演習	2
			日本言語文化 II 特論	2
			日本言語文化 II 演習	2
			日本古代言語文化 I 特論	2
			日本古代言語文化 I 演習	2
			日本古代言語文化 II 特論	2
			日本古代言語文化 II 演習	2
			日本古典文芸文化 I 特論	2
			日本古典文芸文化 I 演習	2
			日本古典文芸文化 II 特論	2
			日本古典文芸文化 II 演習	2
			日本古典文芸文化 III 特論	2

			日本古典文芸文化 III 演習	2
			日本文芸文化 I 特論	2
			日本文芸文化 I 演習	2
			日本文芸文化 II 特論	2
			日本文芸文化 II 演習	2
			日本書道文化 I 特論	2
			日本書道文化 I 演習	2
			日本書道文化 II 特論	2
			日本書道文化 II 演習	2
			日本社会形成論 I 特論	2
			日本社会形成論 I 演習	2
			日本社会形成論 II 特論	2
			日本社会形成論 II 演習	2
			日本社会形成論 III 特論	2
			日本社会形成論 III 演習	2
			環日本海社会形成論特論	2
			環日本海社会形成論演習	2
			文化財学特論	2
			文化財学演習	2
			形態資料学特論	2
			形態資料学演習	2
			比較民俗学特論	2
			比較民俗学演習	2
			伝統芸能論特論	2
			伝統芸能論演習	2
			地理空間学特論	2
			地理空間学演習	2
			人文地理学特論	2
			人文地理学演習	2
		日本語教育 領域	日本語教育 I	2
			日本語教育 II	2
			日本語教育 III	2
			日本語教育 IV	2
			日本語教育 V	2
			日本語教育 VI	2
			日本語教育 VII	2
			日本語教育史	2
			日本語教育実習	2
			日本語教育実践研究	2

		英米言語文化 IV 演習	2
		英米言語文化 V 特論	2
		英米言語文化 V 演習	2
		英米古典文芸文化特論	2
		英米古典文芸文化演習	2
		英米文芸文化 I 特論	2
		英米文芸文化 I 演習	2
		英米文芸文化 II 特論	2
		英米文芸文化 II 演習	2
		英米文芸文化 III 特論	2
		英米文芸文化 III 演習	2
		英米文芸文化 IV 特論	2
		英米文芸文化 IV 演習	2
		英米文芸文化 V 特論	2
		英米文芸文化 V 演習	2
		ドイツ言語文化特論	2
		ドイツ言語文化演習	2
		ドイツ文芸文化特論	2
		ドイツ文芸文化演習	2
		比較言語特論	2
		比較言語演習	2
		フランス言語文化特論	2
		フランス言語文化演習	2
		フランス思想史特論	2
		フランス思想史演習	2
		ロシア文芸文化特論	2
		ロシア文芸文化演習	2
		英米歴史文化特論	2
		英米歴史文化演習	2
		ヨーロッパ歴史文化 I 特論	2
		ヨーロッパ歴史文化 I 演習	2
		ヨーロッパ歴史文化 II 特論	2
		ヨーロッパ歴史文化 II 演習	2
		環地中海歴史文化特論	2
		環地中海歴史文化演習	2
		西洋美術史特論	2
		西洋美術史演習	2
		自然地理学特論	2
		自然地理学演習	2

4 法政社会専攻

分野	コース及び領域	授業科目	単位	
専攻必修科目		法政社会総合演習	2	
専攻共通科目		特別講義	2	
分野, コース及び教育領域別科目	法政社会	行政ネットワークコース	憲法 I 特論	2
		憲法 I 演習	2	
		憲法 II 特論	2	
		憲法 II 演習	2	
		憲法 III 特論	2	
		憲法 III 演習	2	
		行政法 I 特論	2	
		行政法 I 演習	2	
		行政法 II 特論	2	
		行政法 II 演習	2	
		法社会学 I 特論	2	
		法社会学 I 演習	2	
		法社会学 II 特論	2	
		法社会学 II 演習	2	
		西洋政治史特論	2	
		西洋政治史演習	2	
		政治学特論	2	
		政治学演習	2	
		政治学 II 特論	2	
		政治学 II 演習	2	
		国際政治史特論	2	
		国際政治史演習	2	
		政治思想特論	2	
		政治思想演習	2	
		国際関係論特論	2	
		国際関係論演習	2	
		中国政治特論	2	
		中国政治演習	2	
		現代中国政治特論	2	
		現代中国政治演習	2	
行政学 I 特論	2			
行政学 I 演習	2			
行政学 II 特論	2			
行政学 II 演習	2			

		国際人権法特論	2
		国際人権法演習	2
		経済法特論	2
		経済法演習	2
		租税法特論	2
		租税法演習	2
		情報法特論	2
		情報法演習	2
		社会保障法特論	2
		社会保障法演習	2
		知的財産法特論	2
		知的財産法演習	2
		教育法・教育政策特論	2
		教育法・教育政策演習	2
	法制ネットワークコース	民法 I 特論	2
		民法 I 演習	2
		民法 II 特論	2
		民法 II 演習	2
		民法 III 特論	2
		民法 III 演習	2
		民法 IV 特論	2
		民法 IV 演習	2
		民法 V 特論	2
		民法 V 演習	2
		刑法 I 特論	2
		刑法 I 演習	2
		刑法 II 特論	2
		刑法 II 演習	2
		刑法 III 特論	2
		刑法 III 演習	2
		刑事訴訟法 I 特論	2
		刑事訴訟法 I 演習	2
		刑事訴訟法 II 特論	2
		刑事訴訟法 II 演習	2
		労働法特論	2
		労働法演習	2
		商法 I 特論	2
		商法 I 演習	2
		商法 II 特論	2

			商法 II 演習	2
			民事訴訟法特論	2
			民事訴訟法演習	2
			環境法特論	2
			環境法演習	2
			企業法特論	2
			企業法演習	2
			倒産法特論	2
			倒産法演習	2
			金融取引法特論	2
			金融取引法演習	2
	国際社会	国際社会コース	Japanese Family Law and Society	2
			International Law	2
			Introduction to Japanese Politics	2
			Politics in Contemporary Japan	2
			Advanced Studies on Chinese Politics and Diplomacy	2
			Advanced Studies on Asia-Pacific International Relations	2
			Introduction to Japanese Law I	2
			Introduction to Japanese Law II	2
			Political Economy	2
			Industrial Organization	2
			Japan's International Relations	2
			International Microeconomics	2

5 経済経営専攻

分野	コース及び領域	授業科目	単位
専攻必修科目		経済経営総合演習	2
専攻共通科目		特別講義	2
分野, コース及び領域別科目	経済社会	理論・計量経済コース	
		ミクロ経済学特論	2
		ミクロ経済学演習	2
		応用ミクロ経済学特論	2
		応用ミクロ経済学演習	2
		組織の経済学特論	2

		組織の経済学演習	2
		計量経済分析特論	2
		計量経済分析演習	2
		金融論特論	2
		金融論演習	2
		市場と組織の理論特論	2
		市場と組織の理論演習	2
		環境経済学特論	2
		環境経済学演習	2
		国際経済学特論	2
		国際経済学演習	2
		労働経済学特論	2
		労働経済学演習	2
		ゲーム理論特論	2
		ゲーム理論演習	2
		マクロ経済学特論	2
		マクロ経済学演習	2
		国際マクロ経済学特論	2
		国際マクロ経済学演習	2
		経済統計学	2
	グローバル社会経済ネットワークコース	経済情報分析特論	2
		経済情報分析演習	2
		財政学特論	2
		財政学演習	2
		世界経済史特論	2
		世界経済史演習	2
		比較経済思想史特論	2
		比較経済思想史演習	2
		アメリカ経済特論	2
		アメリカ経済演習	2
		ロシア東欧経済特論	2
		ロシア東欧経済演習	2
		EU 経済特論	2
		EU 経済演習	2
		中国経済特論	2

		中国経済演習	2	
		開発途上国経済特論	2	
		開発途上国経済演習	2	
		政治経済学特論	2	
		政治経済学演習	2	
経営 会計	マネジメントコース	公共経済学特論	2	
		公共経済学演習	2	
		公共選択論特論	2	
		公共選択論演習	2	
		NPO論特論	2	
		NPO論演習	2	
		中小企業論特論	2	
		中小企業論演習	2	
		地方財政特論	2	
		地方財政演習	2	
		経営情報特論	2	
		経営情報演習	2	
		経営戦略論特論	2	
		経営戦略論演習	2	
		経営組織特論	2	
		経営組織演習	2	
		組織行動特論	2	
		組織行動演習	2	
		医療経営特論	2	
		医療経営演習	2	
	マーケティング論特論	2		
	マーケティング論演習	2		
	技術経営特論	2		
	技術経営演習	2		
		アカウンティングコース	財務会計特論	2
			財務会計演習	2
		管理会計特論	2	
		管理会計演習	2	
		国際会計特論	2	
		国際会計演習	2	
		経営税務特論	2	
		経営税務演習	2	

			租税理論特論	2
			租税理論演習	2
	日本酒学	日本酒学コース	日本酒と経済分析	2
			日本酒と自治体政策	2
			酒類行政論	2
			日本酒アントレプレナーシップ論	2
			日本酒酒蔵の中小企業論	2
			酒蔵組織の企業行動論	2
			日本酒とブランディング	2

別表第2の2(第9条関係)

区分	授業科目	単位
必修	基礎日本酒学実習	2
	発展日本酒学実習	2
	課題発掘・解決セミナーⅠ	2
	課題発掘・解決セミナーⅡ	2
選択必修	日本酒学概論Ⅰ(自然科学)	1
	日本酒学概論Ⅱ(自然科学)	1
	日本酒学概論Ⅲ(人文社会科学)	1
	日本酒学概論Ⅳ(人文社会科学)	1
	日本酒学概論Ⅴ(医歯学・保健学)	1

注) 上記に掲げる区分等は、経済経営専攻日本酒学分野日本酒学コースに関するものである。

別表第3(第9条関係)

博士後期課程の授業科目及び単位数

1 共通科目

授業科目	単位
特定研究Ⅰ	2
特定研究Ⅱ	2
特定研究Ⅲ	2
アカデミック・ライティング(D)	2

2 人間形成研究専攻

分野	授業科目	単位
----	------	----

専攻必修科目	人間形成研究総合演習	2
専攻共通科目	特別演習	2
分野別科目	人間形成文化	
	知覚情報研究	2
	知覚実践研究	2
	性格形成研究	2
	性格測定研究	2
	認知発達研究	2
	現代社会研究	2
	認識哲学研究	2
	比較思想形成研究	2
	宗教思想研究	2
	成人教育思想研究	2
	科学技術論研究	2
	文化人類学研究	2
	メディア社会文化研究	2
	社会情報システム研究	2
	ジェンダー研究	2
	社会ネットワーク研究	2
	地域社会学研究	2
	認知形成研究	2
	認知思想研究	2
	家族力動論研究	2
	行動変容研究	2
	認知行動病理学研究	2
	対人援助研究	2
	健康行動研究	2
	運動機能研究	2
	身体発達研究	2
	身体思想研究	2
	衣環境評価研究	2
	衣環境材料研究	2
	住環境研究	2
	食環境研究	2
	水中運動研究	2
	健康支援科学研究	2
	健康運動研究	2
	健康行動形成研究	2
	健康体操研究	2
	健康教育研究	2

		コミュニティヘルス研究	2
現代教育文化		教育行政研究	2
		教育測定研究	2
		教育開発研究	2
		教育政策と教育法研究	2
		キャリア教育研究	2
		生涯学習研究	2
		特別支援教育研究	2
		障害児者支援研究	2
		障害児者コミュニケーション支援研究	2
		障害児者生理的発達支援研究	2
		障害児者学習・行動支援研究	2
		社会科授業開発研究	2
		数学教育研究	2
		英語教育評価研究	2
		英語教育読解指導研究	2
		読書教育研究	2
		音楽演奏表現研究	2
		音楽実践研究	2
		音楽創作研究	2
		音楽表現研究	2
		演奏表現研究	2
		音楽教育学研究	2
		美術表現研究	2
		現代美術表現研究	2
		美術教育研究	2
		デザイン表現研究	2
		現代日本画造形表現研究	2
		家庭科教育方法研究	2
		教育哲学研究	2
		教育社会学研究	2
		教育方法学研究	2
		教授学習研究	2
		教育史研究	2
		社会科教育史研究	2
	経済教育研究	2	

3 共生文化研究専攻

分野	授業科目	単位
専攻必修科目	共生文化研究総合演習	2

専攻共通科目	特別演習	2		
分野別科目	地域共生文化	環日本海地域関係研究	2	
		日本国家形成研究	2	
		東アジア文化圏研究	2	
		ユーラシア文化形成研究	2	
		歴史環境形成研究	2	
		社会地理学研究	2	
		火山地域関係研究	2	
		朝鮮社会構造研究	2	
		アジア近代社会研究	2	
		中国文芸文化研究	2	
		近代朝鮮文学研究	2	
		環日本海民俗研究	2	
		日本文化形成研究	2	
		日本芸能文化研究	2	
		日本近代言語文化研究	2	
		日本近代文芸文化研究	2	
		日本民俗研究	2	
		日本伝統文芸文化研究	2	
		日本近世社会研究	2	
		書道文化研究	2	
		東アジア書跡研究	2	
		中国古典文学研究	2	
		中国文化研究	2	
		中国語言語表現研究	2	
		現代日本語動態研究	2	
		日本古代言語文化研究	2	
		現代日本語文法研究	2	
		中国歴史言語文化研究	2	
		日本語教育史研究	2	
		国際共生文化	欧米言語文化研究	2
			アメリカ社会思想研究	2
			フランス思想史研究	2
			機能言語学研究	2
			ヨーロッパ美術文化研究	2
		地中海文化史研究	2	
		比較文法研究	2	
		イギリス文芸文化研究	2	
		英米メディア文化研究	2	

	比較文学研究	2
	フランス文芸文化研究	2
	ドイツ社会文化研究	2
	ロシア文化研究	2
	表象文化研究	2
	映像文化研究	2
	映像思想研究	2
	ヨーロッパ歴史社会研究	2
	西洋美術史研究	2
	アメリカ近代小説研究	2
	日英語比較統語論研究	2
	応用言語学研究	2
	近現代芸術研究	2
	語用論研究	2
	英語圏文化研究	2

4 共生社会研究専攻

分野	授業科目	単位
専攻必修科目	共生社会研究総合演習	2
専攻共通科目	特別演習	2
分野別科目	地域共生社会	
	比較経済思想史研究	2
	ニュー・パブリックマネジメント研究	2
	公共経済学研究	2
	中国経済研究	2
	NPO 論研究	2
	現代財政研究	2
	マーケティング研究	2
	ゲーム理論研究	2
	情報化社会制御研究	2
	中国政治社会研究	2
	現代行政研究	2
	行政理論研究	2
	行政法研究	2
	憲法研究	2
	刑法研究	2
	刑事政策研究	2
	民事法研究	2
	租税法・財政法研究	2
	刑事訴訟法研究	2
	会社法研究	2

	商事法研究	2
	企業法研究	2
	地域社会研究	2
	災害地理研究	2
	上級ミクロ経済学研究	2
	上級マクロ経済学研究	2
	医療制度研究	2
	医療経営研究	2
	組織行動論研究	2
	経営組織研究	2
	経営戦略論研究	2
	成年後見法研究	2
	社会保障政策研究	2
	産業安全研究	2
	労働経済学研究	2
国際共生社会	比較労使関係研究	2
	比較政治制度研究	2
	家族法制研究	2
	市民社会基本法研究	2
	契約法研究	2
	法社会研究	2
	ファイナンス法研究	2
	刑事制度論研究	2
	倒産法研究	2
	損害賠償法研究	2
	国際経済法研究	2
	知的財産法研究	2
	開発途上国経済研究	2
	北米憲法研究	2
	ロシア経済研究	2
	環境経済研究	2
	技術経営研究	2
	租税理論研究	2
	アメリカ経済研究	2
	国際経済研究	2
	分析的会計研究	2
	EU 経済研究	2
	応用ミクロ経済学研究	2
	比較組織文化研究	2

		政治思想研究	2
		国際政治史研究	2
		国際人権研究	2
		現代憲法理論研究	2
		日本政治外交史研究	2
		国際関係論研究	2
		西洋経済史研究	2
	日本酒学	日本酒学学会発表演習	1
		英語論文作成演習	1
		経済学から見た酒	2
		酒とベンチャービジネス	2
		酒蔵組織と経営	2

別表第3の2(第9条関係)

注) 本表の区分等は、共生社会研究専攻日本酒学分野に関するものである。

区分	授業科目	単位
必修	日本酒学特論Ⅰ	1
	日本酒学特論Ⅱ	1
	日本酒学博士セミナーⅠ	2
選択必修	日本酒学国際特別研究	1
	日本酒学博士セミナーⅡ	2
	日本酒学博士セミナーⅢ	2

別表第4(第21条関係)

専攻	教員の免許状の種類(免許教科)
現代文化	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(情報)
社会文化	中学校教諭専修免許状(国語) 高等学校教諭専修免許状(国語) 中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(地理歴史) 中学校教諭専修免許状(英語) 高等学校教諭専修免許状(英語)
法政社会	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民)
経済経営	中学校教諭専修免許状(社会) 高等学校教諭専修免許状(公民) 高等学校教諭専修免許状(商業)

(2) 大学院の成績評価基準について

点数	評語	基準
100点～80点	A	授業科目の目標に十分に達している。
79点～70点	B	授業科目の目標に照らして一定の水準に達している。
69点～60点	C	授業科目の目標の最低限を満たしている。
59点～0点	D	授業科目の目標の最低限を満たしていない。

(3) 成績評価にかかる疑義照会及び不服申立てに関する申合せ

令和2年2月19日

現代社会文化研究科教授会代議員会

1. 目的

本申合せは新潟大学大学院現代社会文化研究科規程（平成16年4月1日院現規程第1号）第15条に基づき新潟大学大学院現代社会文化研究科（以下「本研究科」とする。）における成績評価に対する疑義照会及び不服申立ての手続きについて必要な事項を定める。

2. 対象科目

本申合せによって疑義照会及び不服申立てをすることができる科目は新潟大学大学院現代社会文化研究科規程第9条に定めるものとする。

3. 疑義照会

- (1) 成績評価に対する疑義照会をしようとする学生は、別紙第1号様式に必要事項を記入し、本研究科の学務委員長に提出しなければならない。疑義照会の期間は成績開示日から5日以内（成績開示日を含む。日曜日、土曜日及び休日を含まない。）とする。
- (2) 疑義照会があったときは、学務委員長は遅滞なく担当教員にこれを通知する。
- (3) 担当教員は疑義照会を受けた日から7日以内に、別紙第2号様式に必要事項を記載し、学務委員長に提出する。
- (4) 学務委員長は、速やかに疑義照会の回答を学生に通知する。

4. 不服申立て

- (1) 疑義照会の回答に不服があるとき、学生は本研究科の研究科長に対し不服を申し立てることができる。
- (2) 不服を申し立てようとする学生は、別紙第3号様式に必要事項を記入し、研究科長に提出しなければならない。なお、不服申立ての期間は、疑義照会の回答が通知された日から5日以内（通知日を含む。日曜日、土曜日及び休日を含まない。）とする。
- (3) 不服申立てがあったとき、研究科長は学務委員会に審査を諮問する。
- (4) 研究科長は、学務委員会の答申を踏まえて裁定を行い、その結果を速やかに担当教員及び学生に通知する。

5. 提出先及び管理

第1号様式から第3号様式までの提出先は新潟大学人文社会科学系大学院学務係とし、同学務係はこれを管理する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。

(別紙第1号様式)

年 月 日

大学院現代社会文化研究科学務委員長殿

成績評価にかかる疑義照会書

在籍番号
氏 名 印
(連絡先)

以下の科目について成績評価にかかる疑義の照会をいたしたいと存じますのでよろしくお取りはからいのほどお願い申し上げます。

1. 疑義照会科目

開講時期	曜日	時限	開講番号	科目名	担当教員
年 学期					

2. 疑義照会の理由 (別紙に記載する場合には、「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。)

--

事務処理欄			
受付年月日	処理区分	担当教員への連絡日	本人への回答日
年 月 日	処理日	年 月 日	年 月 日
	担当者		

(別紙第2号様式)

年 月 日

大学院現代社会文化研究科学務委員長殿

疑義照会回答書

職位・氏名

印

以下の科目の疑義照会について回答いたします。

1. 疑義照会科目

開講時期	曜日	時限	開講番号	科目名	履修学生氏名
年 学期					

2. 疑義照会の回答 (別紙に記載する場合には、「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。)

--

事務処理欄		
処理区分	担当教員への連絡日	本人への回答日
処理日	年 月 日	年 月 日
担当者		

(別紙第3号様式)

年 月 日

大学院現代社会文化研究科学務委員長殿

成績評価にかかる不服申立て書

在籍番号
氏 名 印
(連絡先)

以下の科目の成績評価について不服の申し立てをいたしますのでよろしくお取りはからいのほどお願い申し上げます。

1. 不服申立科目

開講時期	曜日	時限	開講番号	科目名	担当教員
年 学期					

2. 不服申立の理由 (別紙に記載する場合には、「別紙の通り。」と記載し、別紙を添付すること。)

--

事務処理欄			
受付年月日	処理区分	担当教員への連絡日	本人への回答日
年 月 日	処理日	年 月 日	年 月 日
	担当者		

(4) 新潟大学学生交流規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 144 号)

改正 平成 17 年 2 月 18 日規程第 3 号 平成 21 年 3 月 31 日規程第 14 号
平成 23 年 3 月 30 日規程第 15 号 平成 24 年 3 月 30 日規程第 19 号
平成 27 年 3 月 31 日規程第 39 号 平成 28 年 3 月 31 日規程第 33 号
平成 29 年 3 月 31 日規程第 46 号 令和元年 10 月 1 日規程第 142 号
令和 3 年 3 月 30 日規程第 37 号 令和 4 年 3 月 25 日規程第 30 号
令和 4 年 9 月 22 日規程第 78 号 令和 6 年 9 月 30 日規程第 55 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条－第 9 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 10 条－第 14 条)
- 第 4 章 雑則(第 15 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 55 条及び第 69 条並びに新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号。以下「大学院学則」という。)第 28 条及び第 44 条の規定に基づき、他の大学又は短期大学若しくは他の大学の大学院(外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「他大学等」という。)の授業科目を履修しようとする者(以下「派遣学生」という。)並びに他大学等の学生で学則第 82 条及び大学院学則第 47 条の規定に基づき、新潟大学(以下「本学」という。)の授業科目を履修しようとする者(以下「特別聴講学生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(他大学等との協議)

第 2 条 学則第 55 条第 1 項及び第 82 条並びに大学院学則第 28 条第 1 項及び第 47 条の規定に基づき、本学の学部、大学院の研究科又は教育基盤機構教学マネジメント部門若しくはグローバル推進機構国際交流センター(以下「学部等」という。)が行う他大学等との協議は、次に掲げる事項について、あらかじめその学部等の教授会又は研究科委員会(教育基盤機構教学マネジメント部門にあつては、同機構運営会議、グローバル推進機構国際交流センターにあつては、同機構グローバル推進連携会議。以下「教授会等」という。)の議を経て行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲
- (2) 学生数

- (3) 単位の認定方法
- (4) 履修期間
- (5) その他必要な事項

第2章 派遣学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として他大学等の授業科目を履修することを志願する者は、所定の願書を所属する学部等の学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)に提出しなければならない。

(履修の承認)

第4条 前条の出願があったときは、学部長等は、教授会等の議を経て、第2条に規定する協議に基づき、他大学等において授業科目を履修することを承認する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められたときは、その学部等の教授会等の議を経て、学部等が他大学等と協議の上、履修期間の延長を承認することがある。

2 前項の履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(修業年限及び在学年限の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間は、学則第39条第1項又は大学院学則第15条に規定する修業年限並びに学則第40条又は大学院学則第16条に規定する在学年限に算入する。

(履修報告)

第7条 派遣学生は、他大学等において授業科目の履修が終了したときは、直ちに(外国の大学、短期大学又は大学院で履修した者にあつては、帰国の日から1月以内に)所属する学部等の学部長等に履修報告書及び他大学等の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学業成績証明書に基づき、学部にあつては60単位、大学院にあつては15単位を超えない範囲でその学部等の教授会等の議を経て、本学の学部等で修得したものとみなすことができる。

(履修の承認の取消し)

第9条 学部長等は、派遣学生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会等の議を経て、他大学等と協議の上、履修の承認を取り消すことがある。

- (1) 履修の見込みがないと認められたとき。
- (2) 本学又は他大学等の規則等に違反したとき。
- (3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められたとき。

第3章 特別聴講学生

(出願手続)

第10条 特別聴講学生として入学を志願する者は、次に掲げる書類を学部等が別に定める期間内に、所属する大学又は短期大学若しくは所属する大学の大学院(外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「所属する大学等」という。)の長を経て、履修を志望する学部等の学部長等に提出しなければならない。ただし、教育基盤機構教学マネジメント部門又はグローバル推進機構国際交流センター(以下「部門等」という。)に特別聴講学生として入学を志願する者にあつては、部門等が別に定める期間内に、所属する大学等の長を経て、部門等の長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生入学願
 - (2) 学業成績証明書
 - (3) 所属する大学等の長の推薦書
 - (4) その他学部等において必要とする書類
- (入学の許可)

第11条 他大学等から特別聴講学生の受入れの依頼があつたときは、第2条に規定する協議に基づき、選考の上、その教授会等の議を経て、学部長等(部門等が受け入れる特別聴講学生にあつては、部門等の長)が入学を許可する。

(学業成績証明書の交付)

第12条 特別聴講学生が所定の授業科目を履修し、単位を修得したときは、学業成績証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料)

第13条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生は、本学が定める額の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、授業料は徴収しない。

- (1) 本学が結ぶ大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもの(授業料等の不徴収を含むものに限る。)に基づいて入学する外国人留学生
- (2) 本学が結ぶ大学間相互単位互換協定又は部局間交流協定(授業料等の不徴収を含むものに限る。)に基づいて入学する大学、短期大学又は大学の大学院の学生

3 納付した授業料は、還付しない。

(実験、実習等の費用)

第14条 実験、実習等に要する費用は、特別聴講学生に負担させることがある。

第4章 雑則

(準用規定)

第15条 第5条及び第9条の規定は、特別聴講学生について準用する。この場合において、第5条及び第9条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第9条中「学部長等」とあるのは「学部長等(部門等が受け入れる特別聴講学生にあつては、部門等の長)」と読み替えるものとする。

- 2 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、学則、大学院学則及び新潟大学学生通則(平成16年規則第29号)の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月18日規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規程第14号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日規程第15号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規程第19号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第39号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第33号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第46号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日規程第142号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日規程第37号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規程第30号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月22日規程第78号)

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、現に改正前の教育・学生支援機構留学センター長に提出されている第10条に規定する書類は、改正後の教育基盤機構国際センター長に提出されたものとみなす。

附 則(令和6年9月30日規程第55号)

- 1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に改正前の教育基盤機構国際センター長に提出されている第10条に規定する書類は、改正後のグローバル推進機構国際交流センター長に提出されたものとみなす。

(5) 新潟大学外国人留学生規程

(平成 16 年 4 月 1 日規程第 146 号)

改正 平成 17 年 3 月 30 日規程第 18 号 平成 18 年 3 月 31 日規程第 14 号
平成 19 年 3 月 30 日規程第 27 号 平成 21 年 3 月 31 日規程第 14 号
平成 21 年 9 月 30 日規程第 35 号 平成 22 年 3 月 31 日規程第 2 号
平成 23 年 3 月 30 日規程第 2 号 平成 27 年 3 月 31 日規程第 21 号
平成 28 年 3 月 31 日規程第 33 号 令和元年 10 月 1 日規程第 142 号
令和 4 年 9 月 30 日規程第 122 号 令和 5 年 3 月 24 日規程第 37 号
令和 6 年 9 月 30 日規程第 71 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟大学学則(平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。)第 84 条及び新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号。以下「大学院学則」という。)第 47 条に規定する外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「部局」とは、学部、大学院の研究科、附置研究所、教育基盤機構、大学院教育支援機構、研究統括機構、社会連携推進機構、DX 推進機構及びグローバル推進機構をいい、「部局長」とは、各部局の長をいう。

2 この規程において「教授会等」とは、学部及び附置研究所にあつては教授会を、大学院の研究科にあつては教授会又は研究科委員会を、教育基盤機構及び DX 推進機構にあつては機構運営会議を、大学院教育支援機構、研究統括機構及び社会連携推進機構にあつては機構会議を、グローバル推進機構にあつてはグローバル推進連携会議をいう。

(区分)

第 3 条 外国人留学生の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部の学生
- (2) 大学院の学生
- (3) 科目等履修生
- (4) 研究生
- (5) 特別研究学生
- (6) 特別聴講学生

2 前項に規定する区分のほか、グローバル推進機構国際交流センターが開設する日本語等研修コースを受講する外国人留学生は、日本語等研修生とする。

(入学の時期)

第 4 条 外国人留学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(入学資格等)

第5条 外国人留学生の入学の資格は、第3条第1項の区分により、それぞれ学則、大学院学則、新潟大学科目等履修生規程(平成16年規程第147号。以下「科目等履修生規程」という。)又は新潟大学研究生規程(平成16年規程第148号。以下「研究生規程」という。)の定めるところによる。

2 第3条第2項に規定する日本語等研修生として日本語等研修生コースを受講できる資格その他日本語等研修生に関し必要な事項は、新潟大学グローバル推進機構国際交流センター日本語等研修コース要項(令和6年9月●日学長裁定)の定めるところによる。

(出願手続)

第6条 学部の学生、大学院の学生、科目等履修生又は研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に第8条第1項又は第2項に規定する検定料を添えて、入学を志望する部局の部局長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 健康診断証明書
- (4) 最終出身学校の卒業(修了)証明書
- (5) 出身国の公的機関が発行する戸籍謄本若しくは市民籍等居所証明書又は旅券の写し
- (6) 写真
- (7) 勤務先の所属長の承諾書(研究生を志願する者に限る。)
- (8) その他必要と認める書類

(入学者の選考等)

第7条 前条の入学志願者については、学力及び健康等について書類による選考を行うほか、その部局の部局長が必要と認めるときは、日本語についての筆記又は口頭による試験その他必要な学力検査等により入学者の選考を行う。

2 前項の入学者の選考における合格者の認定は、その部局の教授会等の議を経て、学長が行う。ただし、科目等履修生及び研究生の選考における合格者の認定は、その部局の教授会等の議を経て、部局長が行う。

3 前2項の規定により入学者の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、第8条第1項又は第2項に規定する入学料を納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第8条 学部の学生及び大学院の学生の検定料、入学料及び授業料の額は、本学が定める額とする。

2 科目等履修生及び研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、本学が定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づき入学する者
 - (2) 本学が結ぶ大学間交流協定, 部局間交流協定又はそれらに準ずるもの(授業料等の不徴収を含むものに限る。)に基づき入学する者
 - (3) 中国国家留学基金管理委員会が実施する国家建設高水平大学公派研究生項目に基づき入学する者
- (納付した検定料, 入学料及び授業料の取扱い)

第 9 条 納付した検定料, 入学料及び授業料は, 還付しない。

(特別研究学生及び特別聴講学生)

第 10 条 特別研究学生及び特別聴講学生の取扱いについては, 新潟大学学生交流規程(平成 16 年規程第 144 号)又は新潟大学大学院特別研究(派遣)学生規程(平成 16 年規程第 145 号)の定めるところによる。

(学則等の準用等)

第 11 条 この規程に定めるもののほか, 外国人留学生に関し必要な事項は, 学則, 大学院学則, 新潟大学学生通則(平成 16 年規則第 29 号), 科目等履修生規程及び研究生規程の規定を準用し, その他必要な事項は, 別に定める。

附 則

この規程は, 平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 30 日規程第 18 号)

この規程は, 平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日規程第 14 号)

この規程は, 平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規程第 27 号)

この規程は, 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 31 日規程第 14 号)

この規程は, 平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 9 月 30 日規程第 35 号)

この規程は, 平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規程第 2 号)

この規程は, 平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 2 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規程第 21 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規程第 33 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日規程第 142 号)

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 9 月 30 日規程第 122 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の部局において選考されていた入学志願者は、改正後の部局において選考されていたものとみなす。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日規程第 37 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の部局において選考されていた入学志願者は、改正後の部局において選考されていたものとみなす。

附 則(令和 6 年 9 月 30 日規程第 71 号)

- 1 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、改正前の部局において選考されていた入学志願者は、改正後の部局において選考されていたものとみなす。

(6) 新潟大学大学院現代社会文化研究科における他の研究科及び他の大学院の
授業科目の履修等に関する細則

(平成 16 年 7 月 8 日院現細則第 3 号)

改正 平成 24 年 3 月 1 日院現細則第 1 号 平成 25 年 3 月 18 日院現細則第 2 号
令和 2 年 3 月 11 日院現細則第 1 号 令和 4 年 3 月 16 日院現細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、新潟大学大学院現代社会文化研究科規程(平成 16 年院現規
程第 1 号。以下「規程」という。)第 22 条の規定に基づき、新潟大学大学院現
代社会文化研究科における他の研究科又は他の大学院の授業科目の履修等に関し
必要な事項を定めるものとする。

(他の研究科の授業科目の履修)

第 2 条 新潟大学大学院学則(平成 16 年大学院学則第 1 号。以下「大学院学則」
という。)第 27 条第 3 項の規定に基づき学生が修得した新潟大学大学院の他の
研究科の授業科目の単位については、8 単位を超えない範囲で、規程第 9 条第 2
項に定める他のコース又は他の領域の授業科目の単位又は規程第 9 条第 4 項に定
める特定研究及び専攻必修科目以外の授業科目の単位とみなすことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 3 条 大学院学則第 28 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項の規定に基づき学生が修得
した他の大学の大学院の授業科目の単位並びに大学院学則第 28 条の 2 第 1 項の
規定に基づき学生が休学期間中に修得した外国の大学院の授業科目の単位につい
ては、合わせて 15 単位を超えない範囲で、規程第 9 条第 2 項に定める他のコー
ス又は他の領域の授業科目の単位又は規程第 9 条第 4 項に定める特定研究及び専
攻必修科目以外の授業科目の単位とみなすことができる。

附 則

この細則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 1 日院現細則第 1 号)

- 1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した学生が修得した他の研究科及び他の大学院の授業
科目の単位の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 3 月 18 日院現細則第 2 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 11 日院現細則第 1 号)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 16 日院現細則第 1 号)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中「10 単位」を「15 単位」に改める規定は、令和 2 年 6 月 30 日から適用し、第 2 条の改正規定及び第 3 条中「他の教育プログラムの授業科目の単位」を「他のコース又は他の領域の授業科目の単位又は規程第 9 条第 4 項に定める特定研究及び専攻必修科目以外の授業科目の単位」に改める規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(7) 新潟大学大学院現代社会文化研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する細則

平成 16 年 2 月 5 日

研究科委員会

(趣旨)

第 1 条 この細則は、新潟大学大学院現代社会文化研究科規程（平成 16 年院現規程第 1 号。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、新潟大学大学院現代社会文化研究科（以下「研究科」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第 2 条 長期履修を希望できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3) 心身に障がいがある者
- (4) その他研究科が長期履修の必要があると認める者

(申請手続き)

第 3 条 長期履修を希望する者は、入学時にあつては入学手続き期間内に、入学後にあつては学年末に、次に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 長期教育課程履修申請書（別記様式）
- (2) 勤務先の在職証明書等研究科が必要と認める書類

(承認)

第 4 条 長期履修の承認は、前条の申請があつたときに教授会の議を経て、研究科長が行う。

- 2 研究科長は、前項の規定により長期履修を承認した場合は、長期履修に係る履修計画並びに授業料及びその徴収方法等について、長期履修を承認した者（以下「長期履修学生」という。）に通知するものとする。

(履修)

第 5 条 長期履修学生は、研究科が定めた履修計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第 6 条 長期履修できる期間は、博士前期課程においては 3 年又は 4 年とし、博士後期課程においては 4 年又は 5 年とする。ただし、在学中に長期履修を希望する場合は、別に定める。

- 2 長期履修期間は、研究科の修業年限の年数とみなし、在学年限を算定する。
- 3 長期履修学生が長期履修期間の変更を希望する場合は、研究科長に願い出て、許可を得なければならない。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(8) 新潟大学大学院現代社会文化研究科における在学生の長期履修に関する取扱要領

平成17年2月10日
教授会代議員会

この要領は、新潟大学大学院現代社会文化研究科における長期にわたる教育課程の履修に関する細則（以下「細則」という。）第6条に基づき、大学院現代社会文化研究科在学生（以下「在学生」という。）の長期履修の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

1 資格について

長期履修を申請できる者は、次のとおりとする。

- (1) 申請時に修了年次前の学生に限る。
- (2) 細則第2条第1号に定める「職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）とは、次に掲げる者であって、長期履修期間において引き続き就業することが見込まれる者（自営業については、引き続き事業を行う者）又は、申請時に職業を有していないが、申請した期間内に就業することが確実なものとする。
 - ① 官公庁・企業等に在職している者
 - ② 自ら事業を行っている者
 - ③ アルバイトやパートタイムに従事する者（修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者は除く。）
- (3) 細則第2条第4号に定める者の認定は、学務委員会において行う。

2 長期履修の期間等について

- (1) 長期履修を申請できる期間は、既に在学している期間を含めて博士前期課程においては3年又は4年とし、博士後期課程においては4年又は5年とする。
- (2) 許可された長期履修の期間は、その後の修学状況により延長又は短縮することができる。

3 申請書類について

- (1) 長期履修を申請する場合は、長期教育課程履修申請書及び勤務先所属長の在職証明書等を提出するものとする。
- (2) 長期履修の期間の変更を申請する場合は、履修期間変更申請書を提出するものとする。

4 申請期間について

申請期間は年度ごとに、掲示により周知する。

5 長期履修の許可について

- (1) 長期履修学生の審査は学務委員会が行い、教授会代議員会に報告するものとする。

(2) 学務委員会は、長期履修申請者から提出された申請書類に基づき、長期履修の資格について審議し、研究科長はその結果を3月31日までに申請者に対し通知する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

(9) その他

① 「14条特例」(教育方法の特例)について
(教育方法の特例)

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(『大学院設置基準』第14条)

② 履修指導委員会 学生指導指針

本研究科の主指導教員となった者は、副指導教員とともに履修指導委員会を組織する。履修指導委員会は、当該学生との連絡を円滑にするシステムをつくるとともに、当該学生に対し、以下の指導等を行う。

- (1) 履修等に関する指導。
- (2) 論文作成等に関する指導。
- (3) 論文発表や学会報告等に関する助言。
- (4) 学業生活等に関する助言。
- (5) 就職等に関する助言。
- (6) その他、履修指導委員会が必要と認める助言、指導等。

(教授会代議員会)

大学院現代社会文化研究科 関係教員名簿（五十音順） 令和8年4月現在

氏名	フリガナ	所属	職名	メールアドレス
青柳 かおる	アヤギ カオル	人文学部	教授	kaoru@human.niigata-u.ac.jp
足立 幸子	アダチ サチコ	教育学部	教授	adachi@ed.niigata-u.ac.jp
阿部 ふく子	アベ フクコ	人文学部	准教授	f.abey@human.niigata-u.ac.jp
阿部 好貴	アベ ヨシタカ	院教育	教授	abey@ed.niigata-u.ac.jp
天野 達郎	アマノ タツロウ	教育学部	准教授	amano@ed.niigata-u.ac.jp
有川 宏幸	アリカワ ヒロユキ	教育学部	教授	arikawah@ed.niigata-u.ac.jp
池田 英喜	イケダ ヒデアキ	国際交流センター	准教授	ikedai@isc.niigata-u.ac.jp
石川 耕三	イシカワ コウゾウ	経済科学部	准教授	ki@econ.niigata-u.ac.jp
石田 美紀	イシダ ミノリ	経済科学部	教授	ishidaminori@econ.niigata-u.ac.jp
石塚 千賀子	イシヅカ チカコ	経済科学部	准教授	cishizuka@econ.niigata-u.ac.jp
磯貝 淳一	イソガイ ジュンイチ	人文学部	教授	isogai@human.niigata-u.ac.jp
市橋 孝道	イチハシ タカミチ	人文学部	准教授	ichihashi@human.niigata-u.ac.jp
伊藤 嘉高	イトウ ヒロタカ	人文学部	准教授	ito@human.niigata-u.ac.jp
伊藤 龍史	イトウ リウジ	経済科学部	准教授	iry@econ.niigata-u.ac.jp
稲田 隆司	イナダ タカシ	法学部	教授	inada@jura.niigata-u.ac.jp
稲吉 晃	イナヨシ アキラ	経済科学部	教授	inayoshi@jura.niigata-u.ac.jp
猪俣 賢司	イノマタ ケンジ	人文学部	准教授	inomata@human.niigata-u.ac.jp
今本 啓介	イマモト ケイスケ	法学部	教授	imamoto@jura.niigata-u.ac.jp
入山 満恵子	イリヤマ マイコ	教育学部	准教授	iriyama@ed.niigata-u.ac.jp
岩寄 勝成	イワサキ カツナリ	法学部	准教授	iwasaki@jura.niigata-u.ac.jp
上村 都	ウエムラ ミヤコ	法学部	教授	uemura@jura.niigata-u.ac.jp
牛山 幸彦	ウシヤマ ユキヒコ	教育学部	教授	ushiyama@ed.niigata-u.ac.jp
内田 健	ウチダ ケン	教育学部	准教授	uchida@ed.niigata-u.ac.jp
内田 千秋	ウチダ チアキ	法学部	教授	uchida@jura.niigata-u.ac.jp
榎本 千賀子	エノモト チカコ	人文学部	准教授	enomoto@human.niigata-u.ac.jp
江畑 冬生	エバタ フユキ	人文学部	教授	ebata@human.niigata-u.ac.jp
大竹 芳夫	オtakeyo ヨシオ	人文学部	教授	otakeyo@human.niigata-u.ac.jp
大庭 昌昭	オoba マサアキ	院教育	教授	ooba@ed.niigata-u.ac.jp
大森 拓磨	オモリ タクマ	経済科学部	准教授	fringe@econ.niigata-u.ac.jp
岡嶋 隆佑	オカシマ リュウスケ	人文学部	准教授	okajima@human.niigata-u.ac.jp
岡田 祥平	オカダ ショウヘイ	教育学部	准教授	okadash@ed.niigata-u.ac.jp
岡野 勉	オカノ ツトム	教育学部	教授	okano@ed.niigata-u.ac.jp
岡村 浩	オカムラ ヒロシ	経済科学部	教授	okamura@ed.niigata-u.ac.jp
小川 顕正	オガワ アキノブ	経済科学部	准教授	ogawa@econ.niigata-u.ac.jp
オニール ジョージ	オニール ジョージ	国際交流センター	准教授	george@ge.niigata-u.ac.jp
加井 久雄	カイ ヒサオ	経済科学部	准教授	hisa@econ.niigata-u.ac.jp
甲斐 義明	カイ ヨシアキ	人文学部	准教授	ykai@human.niigata-u.ac.jp
角谷 聡	カクタニ サトシ	教育学部	准教授	kakutani@ed.niigata-u.ac.jp
笠井 直美	カサイ ナオミ	教育学部	教授	kasai@ed.niigata-u.ac.jp
笠巻 純一	カサマキ ジュンイチ	教育学部	准教授	jkasamaki@ed.niigata-u.ac.jp
片桐 昭彦	カタギリ アキヒコ	人文学部	准教授	katagiri@human.niigata-u.ac.jp
加藤 茂夫	カトウ シゲオ	教育学部	教授	skato@ed.niigata-u.ac.jp
釜本 健司	カマモト タケシ	教育学部	准教授	kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp
上山 泰	カミヤマ ヤスシ	法学部	教授	kamiyama@jura.niigata-u.ac.jp
川西 裕也	カワニシ ユウヤ	現代社会文化研究科	助教	kawanisi@cc.niigata-u.ac.jp
神田 豊隆	カンダ ユタカ	経済科学部	教授	kanda@jura.niigata-u.ac.jp
岸 保行	キシ ヤスユキ	経済科学部	准教授	kishi@econ.niigata-u.ac.jp
北田 伸一	キタダ シンイチ	人文学部	准教授	kitada@human.niigata-u.ac.jp
北村 繁	キタムラ シゲル	教育学部	教授	kitamura@ed.niigata-u.ac.jp
木南 直之	キナミ ナオユキ	法学部	准教授	kinami@jura.niigata-u.ac.jp
キム・ジュニアン	キム ジュニアン	経済科学部	准教授	kim.joonyang@econ.niigata-u.ac.jp
工藤 千晶	クドウ チアキ	教育学部	准教授	kudo@ed.niigata-u.ac.jp

※令和7年4月着任の教員については、空欄部分は未定です。

氏名	フリガナ	所属	職名	メールアドレス
雲尾 周	クモオ シュウ	院教育	教授	kumoo@ed.niigata-u.ac.jp
畔柳 千明	クハヤキチ アキ	人文学部	准教授	chiaki.kuroyanagi.russian@niigata-u.ac.jp
小泉 明子	コイズミ アキコ	教育学部	准教授	koizumi@ed.niigata-u.ac.jp
古賀 豊	コガ ユカ	人文学部	准教授	koga@human.niigata-u.ac.jp
小島 明子	コジマ アキコ	人文学部	准教授	kojima.akiko@human.niigata-u.ac.jp
小林 繁子	コバヤシ シゲコ	教育学部	准教授	s-kobayashi@ed.niigata-u.ac.jp
小林 恵	コバヤシ メグミ	人文学部	准教授	mkobayashi@human.niigata-u.ac.jp
近藤 明彦	コトウ アキヒコ	法学部	教授	akondou@jura.niigata-u.ac.jp
向山 恭一	サキヤマ キョウイチ	教育学部	教授	sakiyama@ed.niigata-u.ac.jp
櫻井 香子	サクライ キョウコ	法学部	准教授	sakura@jura.niigata-u.ac.jp
佐藤 友哉	サトウ トモヤ	教育学部	准教授	tomoyasato@ed.niigata-u.ac.jp
佐藤 靖	サトウ ヤスシ	創生学部	教授	sato@create.niigata-u.ac.jp
澤邊 潤	サワベ ジュン	創生学部	准教授	sawabe@ge.niigata-u.ac.jp
澤村 明	サワムラ アキラ	経済科学部	教授	sawamura@econ.niigata-u.ac.jp
柴田 透	シバタ トオル	教育学部	教授	shibata@ed.niigata-u.ac.jp
白石 典之	シライシ ノリユキ	人文学部	教授	shira@human.niigata-u.ac.jp
白川 展之	シラカワ ノブユキ	工学部	准教授	shirakawa@eng.niigata-u.ac.jp
須川 賢洋	スガワ マサヒロ	法学部	助教	masahiro@jura.niigata-u.ac.jp
杉原 名穂子	スギハラ ナホコ	人文学部	准教授	sugihara@human.niigata-u.ac.jp
杉村 桃子	スギムラ モモコ	教育学部	准教授	persica@ed.niigata-u.ac.jp
鈴木 賢太	スズキ ケンタ	教育学部	教授	kenta@ed.niigata-u.ac.jp
鈴木 正朝	スズキ マサトモ	法学部	教授	msuzuki@jura.niigata-u.ac.jp
鈴木 愛美	スズキ マナミ	教育学部	准教授	manamisuzuki@ed.niigata-u.ac.jp
園田 浩司	ソノダ コウジ	人文学部	准教授	sonoda@human.niigata-u.ac.jp
高橋 早苗	タカハシ サエ	人文学部	准教授	takasana@human.niigata-u.ac.jp
高橋 秀樹	タカハシ ヒデキ	人文学部	教授	hdtkhsh@human.niigata-u.ac.jp
高橋 康浩	タカハシ ヤスヒロ	人文学部	准教授	yasuhiro@human.niigata-u.ac.jp
高宮 浩司	タカミヤ コウジ	経済科学部	准教授	takamiya@econ.niigata-u.ac.jp
瀧井 美緒	タケイ ミオ	教育学部	准教授	mio.t.psy@niigata-u.ac.jp
田寺 さおり	タテラ サオリ	法学部	准教授	tadera@jura.niigata-u.ac.jp
田中 咲子	タナカ エミコ	教育学部	教授	etanaka@ed.niigata-u.ac.jp
田中 一裕	タナカ カズヒロ	創生学部	教授	kazuhiro@create.niigata-u.ac.jp
田中 幸治	タナカ コウジ	教育学部	教授	ktanaka@ed.niigata-u.ac.jp
田中 伸至	タナカ シンジ	法学部	教授	stanaka@jura.niigata-u.ac.jp
田中 誠二	タナカ セイジ	教育学部	准教授	s.tanaka@ed.niigata-u.ac.jp
田中 恒彦	タナカ ツネヒコ	教育学部	准教授	tanakat@ed.niigata-u.ac.jp
田中 幸弘	タナカ コキヒロ	法学部	教授	ytanaka@jura.niigata-u.ac.jp
田巻 帝子	タマキ テイコ	法学部	教授	tamatei@jura.niigata-u.ac.jp
張 俊超	チョウ シュンチョウ	経済科学部	准教授	zhang@econ.niigata-u.ac.jp
土屋 太祐	ツチヤ タイスケ	経済科学部	准教授	tsuchiya@econ.niigata-u.ac.jp
角田 勝久	ツノダ カツヒサ	教育学部	教授	tsunoda@ed.niigata-u.ac.jp
津森 圭一	ツモリ ケイイチ	人文学部	教授	tsumori@human.niigata-u.ac.jp
東瀬 朗	トウセ アキラ	産業安全文化協創センター	教授	tose@eng.niigata-u.ac.jp
藤堂 史明	トウドウ フミアキ	経済科学部	教授	toudou@econ.niigata-u.ac.jp
中島 伸子	ナカジマ ノブコ	院教育	教授	nobuko@ed.niigata-u.ac.jp
中嶋 豊	ナカジマ ユカ	人文学部	准教授	nakajima@human.niigata-u.ac.jp
長沼 光彦	ナガヌマ ミツヒコ	人文学部	教授	naganuma@human.niigata-u.ac.jp
中東 雅樹	ナカヒガシ マサキ	経済科学部	准教授	m-nakahigashi@econ.niigata-u.ac.jp
中村 和吉	ナカムラ カズヨシ	教育学部	教授	nakamura@ed.niigata-u.ac.jp
中村 隆志	ナカムラ タカシ	人文学部	教授	takashi-nakamura@human.niigata-u.ac.jp
中村 元	ナカムラ モト	人文学部	教授	nakamura.moto@human.niigata-u.ac.jp
中本 真人	ナカモト マサト	人文学部	准教授	nakamoto@human.niigata-u.ac.jp

※令和7年4月着任の教員については、空欄部分は未定です。

氏名	フリガナ	所属	職名	メールアドレス
永吉 秀司	ナガヨシ ヒデシ	教育学部	准教授	nagayoshi@ed.niigata-u.ac.jp
並川 努	ナミカワ ツトム	創生学部	准教授	namikawa@ge.niigata-u.ac.jp
新美 亮輔	ニイミ リョウスケ	人文学部	准教授	niimi@human.niigata-u.ac.jp
根岸 睦人	ネギシ ムツヒト	経済科学部	准教授	negishi@econ.niigata-u.ac.jp
橋本 学	ハシモト マナブ	教育学部	教授	hasimoto@ed.niigata-u.ac.jp
長谷川 雪子	ハセガワ ユキコ	経済科学部	准教授	yhase@econ.niigata-u.ac.jp
ハドリー・グレゴリー	ハドリー グレゴリー	人文学部	教授	ghadley@human.niigata-u.ac.jp
馬場 健	ババ タケン	法学部	教授	tbaba@jura.niigata-u.ac.jp
濱田 弘潤	ハマタ コウジュン	経済科学部	教授	khamada@econ.niigata-u.ac.jp
原 直史	ハラ ナオシ	人文学部	教授	hara@human.niigata-u.ac.jp
番場 俊	バンバ シュン	経済科学部	教授	bamba@econ.niigata-u.ac.jp
広川 佐保	ヒロカワ サホ	人文学部	教授	hiros@human.niigata-u.ac.jp
檜皮 貴子	ヒノカワ キコ	教育学部	准教授	hiwa@ed.niigata-u.ac.jp
福島 治	フクシマ オサム	人文学部	教授	ofuku@human.niigata-u.ac.jp
福田 学	フクダ マナブ	教育学部	准教授	fukudam@ed.niigata-u.ac.jp
藤石 貴代	フジイシ タカヨ	人文学部	准教授	fujiiishi@human.niigata-u.ac.jp
藤田 益子	フジタ イツコ	国際交流センター	准教授	if@isc.niigata-u.ac.jp
藤田 憲	フジタ ケン	経済科学部	准教授	fujitak@econ.niigata-u.ac.jp
古田 和久	フルタ カズヒサ	教育学部	准教授	furuta@ed.niigata-u.ac.jp
古田 梨乃	フルタ リノ	国際交流センター	准教授	rfuruta@ge.niigata-u.ac.jp
逸見 龍生	ヘミ リウセイ	人文学部	教授	t.hemmi@human.niigata-u.ac.jp
干野 真一	ホシノ シンイチ	人文学部	准教授	hoshino@human.niigata-u.ac.jp
細田 あや子	ホシダ アヤコ	人文学部	教授	aya@human.niigata-u.ac.jp
ホップ・アンニャ	ホップ アンニャ	人文学部	准教授	anja_hopf@human.niigata-u.ac.jp
堀 健彦	ホリ タケヒコ	人文学部	教授	hori@human.niigata-u.ac.jp
堀籠 崇	ホリコメ タカシ	創生学部	准教授	horigome@create.niigata-u.ac.jp
本間 伸輔	ホンマ シンスケ	教育学部	教授	homma@ed.niigata-u.ac.jp
前田 洋介	マエダ ヨウスケ	教育学部	准教授	y.maeda@ed.niigata-u.ac.jp
増田 瑞穂	マサダ ミズホ	現代社会文化研究科	助教	masuda@cc.niigata-u.ac.jp
松井 克浩	マツイ カツヒロ	人文学部	教授	matsui@human.niigata-u.ac.jp
溝口 由己	ミゾグチ ユキ	経済科学部	教授	mizoguti@econ.niigata-u.ac.jp
道上 真有	ミチガミ マユ	経済科学部	准教授	michigami@econ.niigata-u.ac.jp
三ツ井 正孝	ミツイ マサタカ	人文学部	准教授	mitsui@human.niigata-u.ac.jp
宮森 征司	ミヤモリ セイジ	法学部	准教授	miyamori@jura.niigata-u.ac.jp
武藤 秀太郎	ムトウ シュウタロウ	経済科学部	教授	shutamuto@econ.niigata-u.ac.jp
村上 正和	ムラカミ マサカズ	人文学部	准教授	m.murakami@human.niigata-u.ac.jp
村中 智彦	ムラナカ トモヒコ	院教育	教授	muranaka@ed.niigata-u.ac.jp
村山 敏夫	ムラヤマ トシオ	教育学部	准教授	murayama@ed.niigata-u.ac.jp
蒙 韞	モウ エン	国際交流センター	准教授	mengyun@ge.niigata-u.ac.jp
森 貴教	モリ タカリ	人文学部	准教授	tmori@human.niigata-u.ac.jp
森 恭	モリ ヤスシ	教育学部	教授	yamori@ed.niigata-u.ac.jp
安田 将	ヤスタ マサル	人文学部	准教授	m.y.phil@niigata-u.ac.jp
山内 民博	ヤマウチ タミヒロ	人文学部	教授	yatmn@human.niigata-u.ac.jp
山崎 剛志	ヤマザキ タケン	経済科学部	教授	tyamazak@econ.niigata-u.ac.jp
山田 祐紀	ヤマダ ユキ	人文学部	准教授	yuki.yamada.ic@niigata-u.ac.jp
山田 陽子	ヤマダ ヨウコ	教育学部	准教授	yamada@ed.niigata-u.ac.jp
渡辺 豊	ワタナベ ユカ	法学部	教授	ywatanab@jura.niigata-u.ac.jp
渡邊 流理也	ワタナベ ルリヤ	教育学部	准教授	ruriya@ed.niigata-u.ac.jp

※令和7年4月着任の教員については、空欄部分は未定です。

2026年度学位論文申請関係日程

日 程	課程修了による学位授与 博士後期課程 (D)		
	2026年9月修了	2027年3月修了	2027年9月修了
4/6(月)～4/9(木)		資格審査の申請期間	
4月下旬	博士論文の草稿提出		
5/7(木)～5/13(水)		資格審査の口述試験	
5/7(木)～5/11(月)		資格審査の筆記試験	
6/1(月)～6/4(木)	学位論文審査 出願期間		
6月中旬		資格の判定	
6/22(月)～7/3(金)	最終試験		
8月上旬	学位授与の判定		
9/24(木)	学位記授与式		
10/6(火)～10/9(金)			資格審査の申請期間
10月下旬		博士論文の草稿提出	
10/20(火)～11/2(月)			資格審査の口述試験
10/20(火)～10/27(火)			資格審査の筆記試験
12月上旬			資格の判定
1/4(月)～1/6(水)		学位論文審査 出願期間	
1/18(月)～1/29(金)		最終試験	
3月上旬		学位授与の判定	
3/23(火)		学位記授与式	

※ 博士前期課程の学位論文作成資格は、原則として2年次の1学期に申請します。

※ 博士後期課程の学位論文提出資格 (Ph.D.Candidate) は、原則として3年次の1学期に申請します。